平成29年６月９日（金曜日）

第２回松島町議会定例会会議録

（第１日目）

平成２９年第２回松島町議会定例会会議録（第１号）

出席議員（１３名）

１番	澁谷秀夫　君	２番	赤間幸夫　君
３番	櫻井　靖　君	４番	（欠番）
５番	後藤良郎　君	６番	小幡公雄　君
７番	髙橋幸彦　君	８番	今野　章　君
９番	太齋雅一　君	１０番	色川晴夫　君
１１番	菅野良雄　君	１２番	髙橋利典　君
１３番	阿部幸夫　君	１４番	片山正弘　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一　君
副町長	熊谷清一　君
総務課長	亀井　純　君
財務課長	千葉繁雄　君
企画調整課長	小松良一　君
町民福祉課長	太田　雄　君
健康長寿課長	児玉藤子　君
産業観光課長	安土　哲　君
建設課長	赤間春夫　君
会計管理者兼会計課長	鴈平義弘　君
水道事業所長	佐藤　進　君
危機管理監	赤間隆之　君
企画調整課専門官	佐々木敏正　君
総務課総務管理班長	櫻井和也　君
教育長	内海俊行　君

教　育　次　長	本　間　澄　江　君
教　育　課　長	三　浦　　敏　君
選挙管理委員会事務局長	伊　藤　政　宏　君
代 表 監 査 委 員	丹　野　和　男　君

事務局職員出席者

事　務　局　長　千　葉　義　行　　主　　査　菊　地　磯　子

議　事　日　程　（第１号）

平成２９年６月９日（金曜日）　午前１０時　　開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

〃　第　２　会期の決定

６月９日から６月１４日まで６日間

〃　第　３　諸般の報告

〃　第　４　陳情第　１号　宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情について

〃　第　５　陳情第　２号　就学援助の拡充と運営の見直しを求める陳情について

〃　第　６　報告第　１号　平成２８年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃　第　７　報告第　２号　平成２８年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃　第　８　報告第　３号　平成２８年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃　第　９　報告第　４号　平成２８年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃　第１０　報告第　５号　平成２８年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃　第１１　報告第　６号　平成２８年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

〃　第１２　議案第４７号　専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例等の一部改正)

〃　第１３　議案第４８号　専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条

例の一部改正）

〃　第１４　議案第４９号　松島町防災の日を定める条例の制定について（提案説明）

〃　第１５　議案第５０号　松島町個人情報保護条例の一部改正について（提案説明）

〃　第１６　議案第５１号　松島町町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）

〃　第１７　議案第５２号　大郷町の公の施設の設置に関する協議について（提案説明）

〃　第１８　議案第５３号　工事委託に関する協定の締結について（提案説明）【仙石線松島海岸・高城町間磯崎踏切拡幅工事】

〃　第１９　議案第５４号　工事請負契約の締結について（提案説明）【松島町公共下水道幹線汚水管渠移設工事】

〃　第２０　議案第５５号　平成２９年度松島町一般会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第２１　議案第５６号　平成２９年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第２２　議案第５７号　平成２９年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第２３　議案第５８号　平成２９年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第２４　議案第５９号　平成２９年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第２５　議案第６０号　平成２９年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第２６　議案第６１号　松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第２７　議案第６２号　松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第２８　議案第６３号　松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第２９　議案第６４号　松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第３０　議案第６５号　松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第３１　議案第６６号　松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第３２　議案第６７号　松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第３３　議案第６８号　松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第３４　議案第６９号　松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〃　第３５　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

〃　第３６　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

〃　第３７　諮問第　３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前１０時００分　　開　会

○議長（片山正弘君）　皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、４月１日に就任されました内海教育長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許したいと思います。内海教育長。

○教育長（内海俊行君）　皆さん、おはようございます。

私、４月１日から町の教育長を拝命しました内海俊行と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前任の小池教育長さんのお考えを継承しながらも、私個人としては、いじめのない学校、それから先生方の指導力の向上、それから幼児教育の充実、この３点について特にこだわっていきたいなと考えております。そして、この細かいことについては答弁の中で機会を得ましたので、そこで詳しくお話させていただきますけれども、ともあれ町民の方々の期待に応えるよう精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君）　続きまして、去る４月１日付で執行部職員の人事異動により、職員紹介したい旨の申し出がありましたので、これを許したいと思います。総務課長より紹介をお願いします。亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　それでは、４月１日付、職員の異動がありましたので紹介させていただきます。

小松良一企画調整課長です。

○企画調整課長（小松良一君）　小松です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（亀井　純君）　千葉繁雄財務課長兼企画調整課都市対策監です。

○財務課長（千葉繁雄君）　千葉です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（亀井　純君）　鴈平義弘会計管理者兼会計課長です。

○会計管理者兼会計課長（鴈平義弘君）　鴈平です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（亀井　純君）　太田雄町民福祉課長です。

○町民福祉課長（太田　雄君）　太田です。よろしくお願いします。

○総務課長（亀井　純君）　赤間春夫建設課長兼復興班長です。

○建設課長（赤間春夫君）　赤間です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（亀井　純君）　本間澄江教育次長です。

○教育次長（本間澄江君）　本間です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（亀井　純君）　三浦敏教育課長です。

○教育課長（三浦　敏君）　三浦でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（亀井　純君）　なお、三浦課長につきましては、宮城県教育委員会からの派遣でございます。

佐々木敏正企画調整課専門官です。

○企画調整課専門官（佐々木敏正君）　佐々木です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（亀井　純君）　櫻井和也総務課総務管理班長です。

○総務管理班長（櫻井和也君）　櫻井です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（亀井　純君）　それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君）　以上で紹介が終わりました。

これより平成29年第２回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、ご報告いたします。松島町高城、－－－－さん、１名です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、11番菅野良雄議員、12番髙橋利典議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（片山正弘君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から６月14日までの６日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、会期は本日から６月14日までの６日間に決定をいたしました。

日程第３　諸般の報告

○議長（片山正弘君）　日程第３、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君）　本日、第２回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政

の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

初めに、１月25日より実施しておりました仙台空港二次交通調査事業によるバスの運行についてご報告させていただきます。

東日本大震災で落ち込んだ東北地方の観光復興を支援するために政府より創設されました東北観光復興対策交付金の対象事業として採択を受け、岩手県平泉町、東松島市とともに１市２町で連携し、１月25日より二次交通バスを毎日運行して調査事業を実施してまいりました。

当該事業は、平成30年までの継続事業として計画しており、本年度についても引き続き交付金の交付要望を国に対し行ってまいりました。交付金採択の可否については平成28年度中に国より示される予定となっておりましたが、その通知が遅延となったため、４月１日からのバス運行については交付金採択通知を待ちつつ、１市２町で単独運行を途切れなく継続してまいりました。残念ながらその後、事業不採択という結果が国より示されたため、事業の継続への方策について連携市町とともに検討を行いましたが、国からの財政支援が途絶えた状態での事業の継続は大変難しいとの判断に至り、当該事業を終了することとなりました。これに伴い、当初予算に計上しておりました関連事業費につきましても、精査の上、減額等の補正予算を計上いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

東北の訪日外国人の受け入れ態勢の整備に向け、国からの財政支援を受けながら段階的に自走運行に向けた調査事業を推進してまいりたいという当町の要望のかいもなく、このような結果となり、まことに残念に思っております。

本事業につきましては、交付金事業としては不採択となりましたが、請負事業者が自主運行にて継続することとし、５月11日より新しいダイヤに改正し運行しているところでございます。

次に、松島町と仙台農業協同組合において高齢者地域見守り協力協定を６月１日付で締結いたしましたことを報告させていただきます。

本協定は、仙台農業協同組合が日常業務の範囲において、高齢者に対する地域見守り活動に協力することにより、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進することを目的とするものであります。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が６件、専決処分の承認が２件、条例の制定等が３件、その他の議案が３件、平成29年度補正予算が６件、人事及び諮問案件が12件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認

賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成29年３月３日以降の町政の諸報告等につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてでありますが、３月３日に、第１回松島町議会定例会を招集し、17日までの会期において松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定、平成29年度一般会計予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

３月11日には、東日本大震災の記憶かたりつぎ朗読と音楽の夕べが開催され、大震災の記憶を伝えることの大切さを再確認することができました。

３月27日には、松島町観光審議会を開催し、平成28年度事業報告と平成29年度事業説明が行われ、委員の皆様からご意見をいただきました。

４月６日には、春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式が行われ、交通事故防止の徹底を図るため、町内全域に向けた交通安全広報活動を実施しました。

４月13日には、宮城県に訪問していた韓日議員連盟会長団が来町し、松島の歴史や文化について学芸員の説明を興味深く聞いておりました。

４月29日には、石田沢防災センターの開所式が行われました。石田沢防災センターは、災害情報の発信や炊き出し機能を有しており、広い敷地は一時避難所として使用できるほか、災害派遣や緊急消防援助隊などの集結場所となります。また、併設する防災用備蓄倉庫には食料や毛布、資機材などを保管し、災害時の防災拠点となるものです。

５月11日には、行政区長会議を開催し、本年度の主要事業を説明し、また、地域の状況等について意見等をいただいております。

５月20日には、町内の各小学校で運動会が開催され、夏のような暑さの中、各競技を真剣に取り組む児童の姿がとても印象的でありました。

５月26日には、宮城県町村会町村長会議が開催され、会長に蔵王町長、副会長に大和町長と南三陸町長が再任となりました。

６月４日には、第57回町民ふれあいスポーツ大会が開催され、町内12行政区から集まった町民の方々が各種競技に参加し、親睦を深めました。

６月８日には、当町と宮城県、東日本旅客鉄道株式会社の３者において、松島周辺の観光拠点整備推進に関する包括連携協定締結式を行いました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

○議長（片山正弘君）　これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷をしてお手元に配付しております。概要だけを申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。平成29年３月21日、４月20日、５月22日に例月出納検査の報告、さらには５月９日の随時監査の報告をいただいております。丹野監査委員さん、菅野監査委員さんのお二人の方、大変ご苦労さまでございました。

次に、請願・陳情・意見書等の受理は３件であります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。３月に報告しました以降の視察はございませんでした。

会議等であります。３月３日の平成29年第１回松島町議会定例会を含め総件数73件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

次に、議会だよりの発行であります。５月１日に「まつしま議会だより」第130号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆様大変ご苦労さまでございました。

次に、委員会調査についてであります。５月24日から26日におきまして、第１常任委員会が地域防災の現状と課題等について和歌山県広川町、串本町、三重県伊勢市において視察調査をしております。また、５月15日におきましては、議会広報発行対策特別委員会が町民に読んでいただける議会広報紙づくりについて、福島県鮫川村に視察研修を行っております。

次に、議員派遣についてであります。５月31日に平成29年度町村議会議長・副議長の研修会が東京の中野サンプラザで開催され、私と副議長が出席しております。内容は記載のとおりであります。

なお、東日本大震災をきっかけに交流を続いていただいております埼玉県滑川町議会の田幡宇市議長様が５月30日にご逝去されました。これまでのご厚情に感謝し、松島町議会といたしまして哀悼の意を表したいと思います。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付しておりました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、３月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会であります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第４　陳情第１号　宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情について

○議長（片山正弘君）　日程第４、陳情第１号宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（千葉義行君）　それでは朗読いたします。

陳情第１号

宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情

陳情者　宮城県塩竈市錦町17－６　塩釜地方労連気付

塩釜地域社会保障推進協議会

代表幹事　内藤　孝

同じく代表幹事　斉藤規夫

同じく代表幹事　虎川太郎

同じく代表幹事　太田政興

同じく代表幹事　福岡真哉

陳情の趣旨

2018年４月からの国民健康保険都道府県単位化に向けて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県に配布し、11月末と2017年１月末の２回の試算の報告を求めていました。

しかし、いまだその試算内容が明らかにされず、各市町村は来年の保険料がどうなるのかさえ議論できない状況となっています。

保険料がどうなるのかということは、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題であり、各市町村には低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があるにもかかわらず、いまだ具体的な数字が出されず、何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしています。

つきましては、宮城県に対し、下記のとおり実施することを求めるよう陳情いたします。

記

１、事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。

２、2018 年以降も現在以上に保険料（税）を上げないこと。

３、準備が整わないまま拙速な実施はせず、場合によっては延期も検討すること。

４、国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。

以上です。

○議長（片山正弘君）　朗読が終わりました。

お諮りします。陳情第１号につきましては、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、陳情第１号宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての陳情については、第２常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第５　陳情第２号　就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情について

○議長（片山正弘君）　日程第５、陳情第２号就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（千葉義行君）　それでは朗読いたします。

陳情第２号

就学援助の拡充と運用の見直しを求める陳情について

陳情者　宮城県仙台市青葉区柏木１－２－45

民主教育をすすめる宮城の会

代表　太田直道

陳情の趣旨

今日の長らく続く景気低迷の経済状況下において、企業の労働コスト削減及び弾力化のニーズにより、非正規雇用者が増加したことに伴い、貧困・格差が拡大しています。このことにより、生活が困難となり児童生徒が教育を受ける機会にも格差が生じております。

児童生徒にとって本来夢と希望をもたらす入学やかけがえのない行事が、「ランドセルが買えない」、「学生服が買えない」、「修学旅行費が払えない」など、逆に心を痛める事態になっています。このような事態に際し、国は平成29年度予算において、「新入学児童生徒学用品費等」を初め、予算単価等の一部見直しを行いました。また、中学校等だけでなく、小学校等についても入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」を国庫補助対象にできるよう「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」（昭和62年５月１日文部大臣裁定）の一部を改正しました。

市町村においては、見直し等の趣旨を踏まえ、援助が必要な児童生徒等の保護者に対し、必

要な援助が適切な時期に実施することが求められています。

つきましては、松島町の就学援助について、下記の改善が図られるよう陳情いたします。

記

１、通知の趣旨に沿って、新入学児童生徒学用品費等を増額し、入学年度開始前の支給を実施すること。また、行事費等の前払いを行うこと。

２、準要保護児童生徒に対する就学援助についても新入学児童生徒学用品費等を増額し、入学年度開始前の支給を実施すること。また、行事費等の前払いを行うこと。

３、補助対象経費の追加や補助金の額の増額など、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の就学援助額を引き上げること。

（例、児童会・生徒会費、ＰＴＡ会費、部活動費など）

以上です。

○議長（片山正弘君）　朗読が終わりました。

お諮りします。陳情第２号につきましては、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、陳情第２号就学援助拡充と運用の見直しを求める陳情については、第２常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第６　報告第１号　平成２８年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（片山正弘君）　日程第６、報告第１号平成28年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第１号平成28年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

２款総務費１項総務管理費の新地方公会計整備事業につきましては、固定資産台帳整備における町有財産の洗い出し作業に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年９月下旬までに完了見込みとなっております。

景観形成推進事業につきましては、補助申請者と対象建築物の外観に関する協議・調整に時間を要し繰り越した事業でありますが、協議の結果、調整がつかず、申請は取り下げとなっ

ております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難場所：三十刈地区）につきましては、県道拡幅に伴う県との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年９月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難場所：石田沢地区）につきましては、信号機移設に伴う公安委員会との施工時期調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年９月下旬までに完了見込みとなっております。

自家発電装置整備事業につきましては、避難所建設事業等との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、磯崎避難所の自家発電装置については５月に完了しておりますが、石田沢防災拠点施設の自家発電装置については平成29年８月下旬までに完了見込みとなっております。

３項戸籍住民基本台帳の番号制度（マイナンバー）導入事業につきましては、総務省通知により、事業費の繰り越しが必要となったため繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

３款民生費１項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）につきましては、厚生労働省通知により給付金の申請期間を３カ月とすることとされているため繰り越した事業で、申請受付期間は５月22日までとなっており、事業は平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

６款農林水産業費３項水産業費の漁港海岸・海岸保全施設築造事業につきましては、入札不調及び工事施工における地盤改良等の検討に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

７款商工費１項商工費の瑞巌寺総門公衆トイレ整備事業につきましては、瑞巌寺参道整備工事等との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年７月下旬までに完了見込みとなっております。

８款土木費２項道路橋梁費のトンネル補修事業につきましては、工法見直しの検討に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年６月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区避難路整備事業につきましては、地権者との調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

高城・磯崎地区避難路整備事業及び町道上竹谷・高城線外11路線道路整備事業につきまして

は、踏切拡幅設計においてＪＲとの協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年９月下旬までに完了見込みとなっております。

町道手樽・富山駅線道路整備事業につきましては、地権者との調整及び用地買収手続に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

手樽柿ノ浦地区避難道路整備事業につきましては、用地買収に伴うＪＲとの協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

５項都市計画費の根廻磯崎線道路整備事業（根廻地区）につきましては、県との協議及び各種法手続に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

６項住宅費の耐震対策緊急促進事業につきましては、補助対象建築物の施工時期調整のため繰り越した事業であり、平成29年７月下旬までに完了見込みとなっております。

９款消防費１項消防費の消防施設整備事業につきましては、消防団第２分団資機材庫・消防車車庫建設の実施設計業務において、設計内容の検討に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年８月下旬までに完了見込みとなっております。

10款教育費３項中学校費の中学校屋外運動場環境整備事業につきましては、中学校との施工時期調整により繰り越した事業であり、平成30年１月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費の漁港施設災害復旧事業につきましては、名籠漁港施工中、不測に発生した残土処理の検討に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、松島大橋災害復旧工事について県との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（片山正弘君）　報告事項について説明終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　色川です。

３点伺いたいと思います。

まず、総務管理費の新地方会計整備事業につきましてお尋ねいたしたいと思います。今回の繰越明許に書いていますとおり、町有財産の洗い出し作業に時間を要したということでございます。以前、町有財産の調べはつかんでいるというようなことが予算委員会で報告を受けたわけでありますが、その後、そういう土地などの異動などがあればその部分だけ調査すればよかったのではないかなと、どういうことでこれだけ時間がかかったのかなと、まだ新公会計は時間的には余裕ありますが、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　実際町有財産の台帳というのがありまして、整備はしてきてはおりましたけれども、今回の業務委託に際しまして想定していた財産、土地、建物、工作物、その他の財産につきまして、大体5,000近くの財産が各課からも改めて報告を受けて、それぐらいの財産がありまして、それら全てチェックをしながら整理するということで、実際時間がかかってしまっているという状況でございます。

○議長（片山正弘君）　色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　業務委託ということも委員会審査の中ではね、委託するよと。いつごろしたんですか。何カ月前でございますか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　平成28年８月10日に契約を締結しております。

○議長（片山正弘君）　色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　大分、今６月ですからね。10カ月になっていると、そういうこともあります。もともとそういう基本台帳というのがある程度そろっているよという答弁でございましたので、ちょっと時間かかっているのかなと、遅いのかなと、5,000件ということになりますと大変な作業かなと思いますけれども、これも必ず今示されたとおり、９月下旬まで間に合うのかというようなことが心配されるわけでございますが、その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　間に合うようにまず努力をしてまいりたいと思います。

○議長（片山正弘君）　色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　間に合うようにしなければならないんですね。これ言った以上は。よろしくお願い申し上げます。

２点目、自家発電のことなんですね。石田沢の。

実は、避難場所として町民の皆さんの期待に応えられまして、４月29日開所式を行われましたね。大変なにぎわいでございまして、にぎわいと、期待を込めて、（「パークフェスティバル」の声あり）パークフェスティバルと今勘違いしました。期待を込めて開所式が行われたわけでありますね。それで、５月の連休から運用したわけでございますけれども、この自家発電、避難場所、自家発電、大切な部分でありますね。こういうものは。開所式ということになりますと、全ての物が万端に整ったよと、避難場所ですから、これから災害が来ても大丈夫ですよというようなお披露目だと私は思うんですよ。そういうことなので、何で自家発電の装置が、万が一地震があって、大震災があって、不測の事態があって、夜あそこに避難しなければならないというようなことがあって、自家発電の装置がないと、こうなると一体町民の皆さんは、避難した人はどうしたらいいんだろうということが心配されるわけですよ。どういうことで自家発電装置がおくれたのかご説明いただきたい。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　建物の工程上発注のタイミングを一番いいところで発注すべきということで発注させていただいた。それから、この20ｋＶＡという大きさですので、自家発電装置ではやや大きめの施設であるということもあってやや納期はかかっていたということもあります。それで、４月29日には間に合わなかったわけですけれども、では今色川議員がおっしゃったように大震災あったらどうするんだということですが、８月末までの間は今私どもで持っております発電装置、そういったもので我慢していくというしかないと考えております。４月29日を選びましたのは、建物ができたわけですから、もう避難できるようにしましょう。通電をして、電気が生きていれば通常の避難所として開設運営できるようにしていきましょうということでやらせていただきました。たまたまというか、発電機だけがおくれてしまったということでございます。

○議長（片山正弘君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　今さらですね、今課長言われたように８月下旬までに直しますよと、その間、８月までに何かあった場合、今現在の発電機を利用しますということでありますが、やはりあれだけの大きな設備になりますと、単純に全ての物が完了したのではないか、完了したという前提のもとで私たち思っていたわけです。そういう中でこういうものがおくれるというようなことになりますと、不測の事態、万端支障ないように取り組んでいただければと思います。

最後になんですけれども、この公共土木施設災害復旧事業、松島橋、目の前ですね。目の前の橋、建物、あれが平成30年３月までに完了するよというようなご説明でありました。町民の皆さんにもよく聞かれるんです。ここずっと仕事やっていて、今ぴたっととまって、相当な日数、結構なりますよね。何やってんのやと、いつできんのやと。そういうこと。（「大橋、あっちの大橋」の声あり）ここでなかったっけ。あっちか。失礼しました。では、質問取り下げます。

○議長（片山正弘君）　他にございますか。２番赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番赤間です。

何点か提案理由に基づいた質疑をさせていただきます。

まず、１点目なんですが、新地方公会計、これは新地方公会計制度導入をお話いただいてから町としては私の記憶が正しければですけれども、もう２年以上たっているなと、事前にいろいろと下準備もしてきているのではないかなと、それで、今さきの議員さんからの質問なんかも聞いていますと、本年９月末までにというお話は答弁としていただきましたけれども、できることならいろんな総務省からの通達等を見させていただくと、平成29年度中には全国各自治体が新公会計制度に基づいた財務諸表等を初め、４点の公会計制度に基づく公表をできるように進めてくださいよという通知、既にいただいていると思うんですね。これは平成18年ごろから再々、再々、研究会、組織等持ち対応してきていると思うんですね。そういったことも踏まえて言うならば、平成28年度分ではなくても26、27年度分ぐらいの町民向けの公開できるような財務分析等できるような形での新公会計制度導入したことに基づく成果が見出せるのかなと、そのうちの１つが固定資産関係のここに書かれた部分でありますというふうに理解しているわけなんですけれども、その辺の捉えをちょっとお聞かせできませんか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　確かに総務省通知などではできる限り平成29年度中ということで通知が来ておりますけれども、やむを得ない場合は若干数年延びても仕方がないという解釈がなされているわけですけれども、現在固定資産税、それから財務書類の作成支援、そのほかに公共施設等の計画というものを平成28年７月に公共施設等の計画については一度つくって公表はしているんですが、その後の維持管理等の考え方もそれに盛り込まなければならないということで、今回改めてこの業務の中で進めているわけですけれども、どうしても固定資産税のほうの整理を頑張って早くはやりますけれども、どうしても事柄、一つ一つ今までの台帳がそのまま数値が使えるのであれば一番いいわけですけれども、それを一つ一つ精査し

ていかなければならないということでまず時間がかかっておりまして、それが結果的に財務書類の作成にも影響してしまいますので、今全体の業務の期間としては平成30年度までかかってしまうという中で委託しておりますので、総務省の通知は確かに平成29年度までできる限りということではありますけれども、最終的に財務書類がつくれるのは平成30年度までかかってしまうという状況になっております。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　それで、ここで２款１項の総務費に計上されています新地方公会計整備事業についての成果、いわゆる公表できるような事業成果ですね、そういったものはどんなイメージ持っていればいいんですか。どういったものができて上がってくるんですか。もっと厳密に言うと、いろんな各自治体の情報で、先に進んでいるところの情報を見ますと、かなり財政分析等に使える形で財産のありよう、いわゆる公営企業等における簿記、現金主義を補完するような目的等分析できるようなシステムで上がってくるものなのかどうかという、単純に財産台帳の整理だけで終わるものではないんでしょうね。その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　今言われましたとおり、財務書類作成の中でその成果として固定資産税の台帳の整理を活用してということですので、連結の財務書類ですとかいろいろな通常の民間の企業でやられているような形での書類ができるというふうに考えております。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　できるならば９月末とは言わず、９月１日ごろには９月定例会等予定されている段階になりますから、せめてその段階までにこういった姿での公会計制度に基づいた松島町の決算が公表できるんですよぐらいまでに運んでもらうと助かるなと思っているわけです。当然財務書類４表ということでいうならば、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等、そういったものがセットで上がるとこれまで私議員になってから何度か申し上げてきましたけれども、町には財政計画等が見てとれるものが、対外に公表できるものがないのではないかということを言ってきましたから、そういったことも踏まえて見るならばぜひともその辺までお力添え願えたらいいなというふうに思っているわけですけれども、そこについてはもう一度何かありましたらお願いします。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　固定資産税台帳の整理自体は今回の繰り越しの事業ですけれども、

先ほども申し上げましたとおり、最終的に財務書類として最終の整理がなされるのがどうしても、それは平成30年度になってしまうということをご理解いただければと思います。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　多分そういうふうに言ってくるんだろうなと思いつつ、想定してはおるんですけれども、報告１から報告６まで明許繰越から事故繰越と読ませていただくと、どうも繰り越しありきの事業展開になっていないかなというところを見ています。平成28年度の明許繰越でこのような形で出るものと、既に平成29年、30年をもくろんだ今財務課長の答弁でもありますけれども、公会計制度についてのあり方についてはね、そういった歩みの仕方についてはもうちょっとスピードアップができないものかということと、トータルスケジュールを描いて着々と進めていけばもうちょっと時期を早めることは可能なのではないかなと、どこに原因があるんだろうというところを見るわけですけれども、この進めに当たって町として町長にこれはお聞きしておきたいなと思っているんですけれども、その辺の歩みというんですかね、明許繰越ありき、あるいは事故繰越はいたし方ないということですが、私どもが少なからず描いている繰り越しというものについての捉え方ですね、それについて町長の見解、考え方をお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

○議長（片山正弘君）　副町長。

○副町長（熊谷清一君）　私のほうから。

まず、基本的には繰越明許、理由があって、それなりの理由があるときはできないんですよというのが原則にあります。それはそのとおり。事故繰りは今言ったとおり。ただ、今回の繰越明許をとって、事故繰りもそうですけれども、とっている案件を見ると国の政策、復興事業で３月にお金がついて当該年度で発注して繰り越しなさいとか、そういうのもあります。あと、なかなか受注していただけなくて、何回目かでまとめて発注したものもあったりします。そういうことで、今回のこの繰り越しの案件についてはやむなくやっていると、我々決してですね、見込み、でも発注するときは３月だったら絶対これは繰り越しありき、逆に繰り越してもいいから発注しなさいという対応をとっています。許される範囲で。手続はとりますけれども。そういうことで、今回の案件を見ると、復興事業がメーンですので、とにかく幾らでも早く発注する。そして、年度終わるのでなく、規模が少し大きくして受注する機会を、そういうのがありますので、今回そういうふうになったということであります。町としては決して繰越明許ありきで発注しているということはございません。

以上です。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　繰り越しについての捉え方というのはそういうことなんだろうということで理解しておきます。

では、次に行きますが、次の景観形成事業です。

ここにも同じように今熊谷副町長から出ていますけれども、確かに繰り越し、事故繰越はやむを得ないということで、明許繰越についてはそれぞれ相手があってのこと、あるいは交付金事業、震災等の交付金を活用しての事業展開にあっては受けていただく業者さんとの関係とかいろいろあるでしょうけれども、ここの景観形成事業につきましてなんですが、これ繰り越しに当たって、協議の結果調整がつかずと言いつつも取り下げているという状況、補助申請者と対象建築物の外観に関する協議・調整に時間を要し繰り越したけれどもやむを得ずということが発生しているわけですけれども、協議の結果、どこに問題があってというのはやはり補助申請者側にあるんですか。町の側とか、そういうことはあり得ないんですか。その辺のことの原因追及はしているんですか。お願いします。

○議長（片山正弘君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　まず、申請の相談を受けた時期なんですけれども、２月上旬ということでした。

この方につきましては、松島海岸エリア内で、簡易宿泊施設を想定した改修を行いたいということでスタートしたわけですけれども、最終的にはちょっと資金繰りの関係でやはり先に進めないという状況が発生したということで取り下げということに至ったということでございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　わかりました。

次に、安全・安心なまちづくりということで、ここに２つほど載っているわけなんですけれども、三十刈と石田沢ですね。さきの議員のほうからも質問されていましたが、やはりすぐにもオープンさせて人の集う場を提供するということであるならば当然そういった防災措置も考慮してということでありますが、やはりこういった公共施設のオープンに当たっては供用開始の手続というんですかね、そういったものをもくろんでやらなければいけないんじゃないかなと思うわけなんですけれども、その辺のありようとしてはどうなんですか。ちょっと確認します。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　三十刈と石田沢の基盤整備事業につきましては、実際に工事は建設課のほうでやってもらったわけですけれども、先ほどの色川議員のご質問のときにお話しなかったですけれども、ではフルセットそろったところで供用開始しましょうかというプランはありました。そうすると、８月とか下手すると来年の３月という、今回はないですけれどもね、そんなことにも陥ってしまうという、それよりは機能が発揮できる段階で供用開始したほうがよろしいのではないかということで、例えば石田沢については４月29日を選ばせていただいた。そうすればゴールデンウイークのイベント等にも使えますので、そういった選択をさせていただいたということでございます。

発電機についてはご質問はまだいただいていないわけですけれども、そういったことでどのような施設を見ても発電機とは一番後なんですね。全てが整ってからショックロードも考えながら発電機容量を決めていくわけですので、どうしても後、後、後になっていくので、こういうふうに目立ってしまうということなんだと思います。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　今、発電機を入れる器のほうはそういうことで同時進行とか調整が必要になったりするだろうと思いますけれども、発電機そのものは分離して発注も可能であるんだなというところがあるわけですよ。私の頭の中にはね。そういったこともくろむとするならば、それほどおくれをとるようなことでもないのではないのかなとも見えるわけなんですけれどもね。トータルスケジュール描きながら例えば４月29日にオープンさせようとするならば、逆算してやっぱりその辺も念頭に置く必要があるのではないかなと。例えばですよ。今後こういったことが予定される事業であるならばですね。そういったことも想定に入れるべきではないかなと思うわけで、あえてそれは今後の対応のあり方に一考をお願いしたいというふうに述べておきたいと思います。

それから、３項にあります戸籍住民基本台帳、いわゆるマイナンバーですけれども、総務省からの通知、この通知内容をちょっとお知らせいただけませんでしょうか。

○議長（片山正弘君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　個人番号カードの件で、国のもくろみとしては3,000万枚の申請をもくろんでいたわけですけれども、昨年の12月末現在での申請が1,325万枚にとどまっているという状況になっており、当初の見込みの枚数を大きく下回っております。平成29年度以降、個人番号カードの普及に向けた取り組みを加速させることから、総務省では平成29年度以降、個人番号カードの申請者数が大幅に増加すると見込んでおることからこの個人番号

カードの申請の増加に対する財源を確保する必要性が高いことから繰り越しが必要となったものでございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　私ども、全員そうなんですけれども、マイナンバーもそうですけれども、住民基本台帳のカードのときもそうだったんですけれどもね。やはりこういったところのありようというのはやっぱり町としてやっぱり独自にある程度の判断をもって進めるべきではないかなと思うんですね。あえてこういうルールというか、法律が制定されたからこうして随時進めると小さな自治体は大変な思いして作業だけが膨らんでいくんだなというふうに見ているわけですけれども、そういったことの部分についてもやはりこれは政治的な判断が多分に見え隠れする事由ですから、そういったことが起きるんだろうなとは思います。

わかりました。そういった状況なんですね。

それから、もう二、三点で終わりますけれども、８款の２項になります。トンネル補修なんですが、ここでも工法見直しの検討に時間を要したというふうになっているんですけれども、これまで見てきた工法とどのように違いが出ているのか、あるいは何かそこに難しさが出ているのかどうか、その辺ちょっとお知らせいただけますか。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　こちらにつきましては三居山トンネルの改修になっておりますけれども、当初工法では全部炭素繊維シートで巻くという形になっておりましたけれども、炭素繊維シート巻かなくてもいいのではないかということがありまして、横壁の部分ですね、その辺の工法を検討している間時間がかかったということになっておりまして、工事的には今大体完了という形で通れるような形になっておりますけれども、まだ事務的なものが終わっていないということで６月末には完了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　そうしますと、まだ私は現場入ってはみていないんですけれども、当初ケーソンというか、ラーメン構造的に全面を補修整、ひび、かなり年数のたったトンネルですからね。そういったことが想定されたんだけれども、もうちょっと狭まったということなんですか。改修補修箇所というのが。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　横壁の部分はシートを巻きませんけれども、ラーメン構造、上の丸

くなっている円形の部分につきましては炭素繊維シートを巻いたという形で完了しております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　ありがとうございます。

最後です。

９款１項になりますけれども、これまた消防費なんですが、消防費の消防施設整備事業、本年８月までですから間もなくなんですけれども、これ設計内容の検討に時間を要し年度内完了が見込めずと、これまでも何度かいわゆる資機材庫だったり、消防車庫だったり、実施設計、現場施工等を行ってきていながらもなおかつこういった設計内容の検討というのが必要なものなんでしょうか。その辺何か理由別なものが隠れているものがあるのかというところ聞きたかったんですけれども。お知らせいただけますか。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　隠れているものはありませんので、まず、これは単年度で設計して単年度で工事してという施設でした。しかもたしか６月で設計費補正予算させていただいて、事業としてスタートしたという非常にタイトなスケジュールでやらせていただいたわけです。それでも一度実は設計が上がったのが11月ぐらいには上がったんですけれども、予算額をかなりオーバーしてしまっているということで、それをチェックし、必要最小限のものにしましょうということで、おろすものはおろし、グレードも調整し、そして機能として保全していけるものであればそれはそのままとして設計として反映させるということに切りかえまして、予算の範囲内におさめたということで設計をし直しをした、見直しをし、し直しをしたということでございまして、実際に工事を発注したのが１月だったということでございまして、このような８月末完成予定というような工程になっているということです。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　わかりました。

最後と言ったんですけれども、もう一点だけ、ちょっと今思い出したのでちょっとだけ聞かせてください。

８款の５項ですけれども、都市計画費根廻磯崎線の部分なんですね。県との協議の各種法手続の部分ですね。この各種法手続、県との協議と各種法手続、都市計画事業絡みでの見直し等が絡む部分なのか、それともそれに合わせて各種法手続ですから同時現場施工していくわ

けですから、その現場施工に当たって県有財産とか何か絡まっての話なのか、あるいは県道との兼ね合いとか、公安委員会関係とかそういうところが繰り越しに至る理由になっているんですか。その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　こちらの各種協議となりますと、まず林地開発の協議が一つあります。あと、自然公園のほうの協議が一つありまして、あと、国道等の取り付け部分のほうもありますので、国道協議、あと公安委員会協議などもあります。あと、都市計画道路の変更も視野に入れた協議をしておりますけれども、そちらのほうは工事には支障がなく進んできているという形になっておりまして、都市計画道路のほうの変更も視野に入れながら計画していきたいと思います。今のところは林地開発、自然公園、国道協議で時間を要して繰り越したという形になっております。

以上です。

○議長（片山正弘君）　他にございませんか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　８番今野でございます。

まず最初に、この問題はことしの３月の定例会の際に補正予算の中で21件の繰越明許ということでありまして、残念ながらその際の説明では年度内完了が見込めないための繰り越しだということで、それだけの説明であったわけですね。ぜひ詳しい理由について提出もしていただきたいということでお願いをしていたということであったわけでありますけれども、今回計算書の提出いうことで提出をいただいたと、こうなっているわけですが、やっぱり余りにも繰り越しの数が多いのかなと、そういう問題意識を私自身も持ったほうがいいのかなとこのごろ思っています。これまでは震災復興の関連の事業なので、副町長の答弁にありましたようにいろいろやりくりもやって頑張っているんだけれどもと、こういうこともあろうかとは思うんですが、そろそろやっぱりそういう震災復興だけではなくて、財政規律という側面からこの問題もしっかり見て捉えていくということが大事になっているのではないのかなという気がしているんです。例えば今お話にあった消防団の資材庫ですか、こういったものも答弁にあったように、非常に１年の中に設計も入れるし、建築工事も入れるしということで、大変な厳しい時間の中でやらざるを得ないという状況になっている。だったらば、２年に分けてきちんとやるというふうにすれば済むだけの話なんですね。復興事業の一環だから早くやらなければならないという、そういう思いはわかるんですけれども、これをずっとやっていくと財政上の規律がどんどんなし崩し的にやられてしまうんじゃないかと、そんな気がし

てならないんですが、その辺について町長のほうからもう一度、財政規律という視点から考えたときに、この繰越明許のあり方というものについての考え方ですね、もう一度お伺いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　考え方２つあるかと思います。

まずは、復興事業についてはいろいろ県とか国の手続上、ルールで第何回、第何回と行くのでこれはなかなかそういうふうにやっていくのは難しいかと思いますが、通常の事業ですね、今言われたような事業については、やっぱり予算も決算も単年、単年で動いて、それから財政計画もきちんと持ってやっていくことを考えて、きちんと年度内に完了ということを考えたらここは今言われたように単年にきちんと事務を管理する、そして財政計画もきちんと持ちながらと、そういうことを踏まえてやっていくべきだと思っています。ただ、復興事業だけはちょっとそれは別枠ではないですけれども、そういうことで進めさせていただきたい。早期発注、早期完了ということで取り組みさせていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　やり方はいろいろあるんだと思うんですね。繰越明許でやるという、最初からそういうふうに思ってやっているんではないと思いますけれども、時間がかかる事業であれば継続という考え方だって当然出てくるわけですからね。その辺の判断というのは、執行当局のほうでよく判断をされて、財政の運営を進めるということが大事なのではないかなと思います。できるだけ単年度主義という、それが本来いいのかどうかということも含めてあるとは思いますけれども、でも現状は予算は単年度主義なんだという、この原則に立ってやっているわけですから、できるだけ繰り越さないと、こういう姿勢で取り組んでいただきたいということをまずお願いしておきたいと思います。

それから、次ですけれども、皆さんも既にご質問されて余りないんですけれどもね。まず、総務管理費の新地方公会計制度、これにかかわっての話でいろいろ答弁ありました。私気になったのは、松島町は非常に土地の筆界未定が多い町になっていると、こういうことだと思って認識しているわけです。この公有財産との関係で、筆界未定になっていた箇所数というのはどのぐらいあったのかなと、それら全てを解決しているのかどうか、その辺について確認をしておきたいと思ったわけですのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　筆界未定はありますけれども、数のほうは今把握していません。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　数わからないというのであれば後で教えてください。

それで、いわゆる公有財産との関係で、民民の筆界未定もあるだろうし、官民の筆界未定もあるわけでしょう。多分。だから、官民のところはそこは全部掌握して問題の解決を図られているのかということを確認しておきたいということです。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　大変申しわけありません。

全ては終わっていないかと思います。先日も筆界未定という案件がありましたので、全部は終わっていないんだろうと考えております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　だから、その辺ね、きちんと臨むに当たって数も含めて準備してくるというのが原則でしょう。本来であればね。筆界未定というのはなかなか難しいですよ。これ。ここに書いてあるように９月下旬まで本当にできるんですかと私は言いたくなるわけね。そうしたら、あともう３カ月、７、８、９ですよ。６月議会終わって、３カ月半ですか、片づくのかどうかという、ここに書いてあること自体信頼できないじゃないですか。そうすると、どうなのかと。どうなんですか、町長。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　筆界未定に関してはやっぱりどうしても時間がかかりますけれども、台帳としては筆界未定の部分を全て解決できればいいんでしょうけれども、解決できない部分ときちんと整理できる部分というふうに分かれた形で把握をするというふうに最終的にはなるかと思います。どうしても筆界未定は当然時間がかかりますので、ことしの９月下旬までに全てがそこまで解決できるというのはちょっと難しいかなと思っておりますが、一つ一つ、それは相手もありますので、協議をしながら解決していくしかないというふうに思っております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　完了できるみたいな話に書いてあるからどうなんだということなんですよ。完了できないんでしょう。結局のところは。そういう問題があるということだけは指摘しておきたいと思います。

それから、その景観形成事業については、これは２月ということで今答弁聞いて、ああそうだったのかなと思ったんですが、最初これだけ見たときはもう少し早い段階で申請があって、

であれば年度内もう決着がつけられた話なのではないかと、こんなふうに思ったものですから質問しようかと思っていたんですが、先ほどの答弁でありましたのでこれはいいです。

それで、３つ目なんですが、戸籍住民基本台帳ですね。これもお話ありました。総務省の通知、私も総務省にアクセスして調べたんだけれども、該当する通知というのが見つけられなかったのね。その通知というの見せてください。何日のどういう通知なのかがわからないんですよ。

○議長（片山正弘君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　今手元に資料ないので説明はできないんですけれども、メールで先ほど私回答した分については県を通して国のほうからこういう事情ですからというようなことで説明を受けたものでございます。

以上です。

○議長（片山正弘君）　今野議員。

○８番（今野　章君）　私はだからどういう内容でこれが延長されているのかなと、先ほどの説明ありましたけれども、それでもちょっと私よくわからないのね。だから、どういう通知なのかというのをぜひ教えてほしいと思ったんですよ。総務省では全部通知と名のつくのは全部公開しているんですよ。そこには多分該当するものはなかったと思いますので、ぜひその中身を教えてください。

○議長（片山正弘君）　可能ですか。休憩。（「休憩したらいいっちゃ」の声あり）よろしいですか。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　済みません。通知というよりも私先ほども申し上げましたとおり、メールでその内容が教えられたということでございます。済みません。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　通知でないのであれば通知でないでしようがないんですけれども、どういう連絡文書が来てそうなったのかというのを知りたいということです。

○議長（片山正弘君）　大丈夫ですか。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　ことしの１月13日付で各市町村個人番号カード交付事業費補助金ご担当者様ということで、繰り越しの理由ということでその内容が告げられておりまして、先ほども申し上げましたが、国のほうは3,000万枚の個人番号カードの申請をもくろんでいたんですけれども、実のところは1,325万枚にとどまっているという内容でございまして、平成29年度以降はその普及が全体的に広くなされるだろうという内容で、平成28年度分の繰り越

しについては平成29年度に繰り越してくださいよという内容でございます。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　国のほうの目標数に達していないから、予算は返すんじゃなくてそのまま繰り越して使いなさいと、そういうことなんでしょう。

どうなんですか実際、松島の町として目標に対して今ふえているんですか。

○議長（片山正弘君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　松島のマイナンバーカードの申請率というか、普及率については10％の状況であります。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　3,000万枚というふうにいっているわけだから、１億2,000万の3,000万だから４分の１で25％ですよね。松島は10％だというのは極めて低いんですよ。だから国が言っているのは、マイナンバーを管理しているところありますよね。そこに対してお金も出していると、関連してそういったソフト関係の事業者に対してもお金出さざるを得ないとこういう流れだから、そこを補償するためにやっているというだけの話になっているんじゃないかという気がするんですよね。私はね。実際にはそんなにそれぞれの自治体で交付枚数が急増するなんていうふうにはとっても考えられないと思うのね。そういう意味で皆さんにここでそんなこと言ってもしようがないんでしょうけれども、そういうことなのに事業そのものを繰り越していていいのかと実際上はそうではないのではないんではないかということは言っておきたいなと思います。

それから、もう一つ町民福祉課長のところでまた申しわけないんだけれども、次のページの民生費のところね、臨時給付金の給付事業があるわけですよね。これ申請期間５月22日までだと、こういうふうにいっているんですけれども、申請期間５月22日までなんですか。３カ月というふうになっているというんですが、よその自治体見るともうちょっと長目のところも何かあるように私思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　５月22日までとはしておるんですけれども、実際その申請率については90.8％ということで、未申請者が290人余りいらっしゃるということ、何らかのご事情で申請なり、あるいは申請忘れがあるということも考えられますので、国への実績報告期間申請まではこの辺の受け付けというのは可能らしいので、そこまで延ばして、未申請者の方に対しては申請を促すようなはがき通知なり出して促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　わかりました。ぜひそうやってせっかく来るお金ですしね。国のほうの経済対策ということで実施する中身ですので、そういった積極的な取り組みをお願いしておきたいと思います。

それから、トンネルですね。トンネル工法の見直しで先ほどこれもお話ありました。そうしますと、予算的にはこれより減額するというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　予算的にはそのままになりますけれども、工法の中身の変更という形でなっております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　予算はそうですけれども、いわゆる決算だわね。支払い額は減るというふうに理解していいかということです。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　支払い額につきましては変わらないという形になります。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　工法変わっても変わらないんですか。その辺説明してください。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　横壁につきましては、炭素繊維シートは巻かなかったんですけれども、その分少しはつり工とか補修工のほうはふえておりまして、そのプラスマイナスによって変わっていないという形になっております。

以上です。

○８番（今野　章君）　終わります。

○議長（片山正弘君）　他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　ございませんね。以上で報告第１号について平成28年度一般会計繰越明許費繰越計算書についての件については報告を終わります。

ここで休憩に入ります。休憩を11時30分までといたします。

午前１１時２０分　　休　憩

午前１１時３０分　　再　開

○議長（片山正弘君）　再開いたします。

日程第７　報告第２号　平成２８年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（片山正弘君）　日程第７、報告第２号平成28年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第２号平成28年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

１款総務費１項総務管理費の地域医療介護総合確保事業につきましては、補助対象建築物の施工の年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年９月下旬までに完了見込みとなっております。

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業につきましては、補助対象施設との施工時期調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年６月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で介護保険特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（片山正弘君）　報告が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認めます。報告を終わります。

日程第８　報告第３号　平成２８年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（片山正弘君）　日程第８、報告第３号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第３号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

１款観瀾亭費１項事業管理費の観瀾亭敷地内構造物等移設・支障木伐採事業につきましては、

文化財協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年７月に完了見込みとなっております。

以上で観瀾亭等特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（片山正弘君）　報告が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認めます。報告を終わります。

日程第９　報告第４号　平成２８年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（片山正弘君）　日程第９、報告第４号平成28年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第４号平成28年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

２款事業費１項下水道建設費の松島幹線汚水管渠移設事業につきましては、国土交通省の国道45号歩道拡幅事業との調整等により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

松島町公共下水道愛宕地内枝線工事につきましては、避難道路整備事業との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年４月に完了しております。

松島地区外下水道事業につきましては、普賢堂・蛇ケ崎雨水ポンプ場の土木工事の入札不調により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

３款災害復旧費１項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、浪打浜排水区及び高城浜排水区の国庫負担金の平成29年度事業費が平成28年度に前倒し配分されたことにより繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（片山正弘君）　報告が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認めます。報告を終わります。

日程第１０　報告第５号　平成２８年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（片山正弘君）　日程第10、報告第５号平成28年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第５号平成28年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

２款総務費１項総務管理費の松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、石田沢防災まちづくり拠点施設整備事業との工程調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年４月に完了しております。

松島町地区等避難施設整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、三十刈避難所整備事業との工程調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年４月に完了しております。

松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業で松島防災センター進入路整備における地権者との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年４月に完了しております。

備蓄倉庫整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、石田沢及び三十刈備蓄倉庫整備事業との工程調整により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年４月に完了しております。

漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）につきましては、昨年度繰り越した事業で、施工地域内の他工事との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年８月下旬までに完了見込みとなっております。

６款農林水産業費３項水産業費の漁港・海岸保全施設築造事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、工事現場状況において一部想定よりも岩盤線が深いことが判明し、地盤改良の検討に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

８款土木費２項道路橋梁費の松島地区避難路整備事業につきましては、昨年度繰り越した事

業で、県との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

町道上竹谷・高城線外11路線道路整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、補償物件の移転に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

手樽柿ノ浦地区避難道路整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、ＪＲとの協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費の漁港施設災害復旧事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、名籠漁港施設工事中不測に発生した残土処理の検討に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、松島大橋災害復旧工事について県との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（片山正弘君）　説明が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。２番赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番赤間です。

これは繰越計算書上のあらわしがこういうふうに出されているからなのかなと思いますけれども、要するに２款の総務費の上から４本目までですか、安全・安心なまちづくりと地区避難施設整備と同じく復興まちづくり拠点、そして備蓄倉庫まで本年４月に完了していますからね、支出済みになってしまうんじゃないかなと思ったけれども、支出未済額になっていますけれども、これ実際の処理上はどうなっていますか。その辺ちょっと確認ですけれども、教えていただけますか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　支出未済額の部分が事故繰りの部分です。事故繰りの部分の金額を一応あらわしているということです。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　ですので、ここに掲げているとおり、４月にみんな完了していますよね。

そうすると、町の会計処理上の問題としてもみんな済んでいなければいけない。そうすると、未済額ではなくて全部終わったことにして整理しておく報告なのかなと、あるいは記載のあり方としてこういったひな形だからいたし方ないのかなというところのこの使い分け、その辺の確認です。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　実際は全部支出は終わっていますけれども、ひな形としてこういう書きあらわし方になるということで、こういうふうになっているということです。実際５月31日までに全て支出は終わっております。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　ならばよしとするところなんですね。

それから、２ページ側に行ってですが、町道上竹谷・高城線外11路線、これは事故繰越の分ですけれども、明許繰越とのいわゆる箇所づけ的なこととかも踏まえて現場においては明確にあらわすことができるんでしょうか。その辺、テクニック的な話になりますけれども、どのように理解すればいいんですか。ちょっと余り記憶が定かでなくて申しわけない。11カ所余り頭に入っていないのであれですけれども、その辺の扱いちょっと教えていただけますか。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　事故繰越で繰り越しております事業につきましては、農協高城町駅線と、農協の脇の道路と、あと蟹松団地からおりる階段、あと蜂谷ストアーからあかまインテリアまでの水路ですね、あの部分の工事が事故繰りになった部分になっております。これはＮＩＰＰＯさんの請負になっておりますけれども、その工事分と、あと、今松高前で工事をやっております阿部土木さんで施工している部分の工事が事故繰越の対象となっております。繰越明許費のほうの繰り越し分につきましては、これはＪＲの磯崎踏切のＪＲ東日本コンサルタントに設計委託しました、済みません、磯崎第二踏切ですね、第二踏切の設計委託した分が繰り越し分という形になっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　余り凝視して云々しているわけではないんですけれども、要は先月の末から今月頭のほうにかけてだと思いますけれども、会計検査院のほうでこれらが対象になったかどうかわかりませんけれども、情報的には入って、調査関係が県内自治体の中で受けているところもあるというふうに聞いていますけれども、松島は対象都市ではなかったんです

か。この部分、ちょっとだけ確認ですけれども。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　会計検査、先月末から今月頭の５月31日、６月１日とありましたけれども、復興交付金事業の効果促進分、一括配分となっておりましたので、こちらは一括配分ではなくて基幹事業分でしたので、対象とはなっておりません。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　いずれこれも後々に来年なのか再来年なのか対象になってこようかと思いますけれども、そういったものの書類の整備というか、当然言うまでもなく伝えておるし、私ども議会筋にも現場においてここが完了分、あるいは未完了分、あるいは支払い等の関係でこの分が支出未済、あるいはきちっと具体についてはこういう管理扱いをしていますよというぐらいの話は当然事務方としてはしておくべきだろうと思っていますけれども、それは十分やっておられるんでしょうねというところだけ確認させてください。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　その辺はしっかり整理いたしまして、会計検査に臨むような形となっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君）　他にございますか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　１件だけ、関連してということよりも今のお話で、高城駅前の関係ね。あそこの現状どうなっているのか。計画どおり進められていくのかどうか、その辺だけちょっと確認させてください。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　高城駅前につきましては、高城の本当の駅前の部分の改良という形になっています。こちらのほうにつきましては、今何軒か移転しなければならないというところがありまして、その移転の最終確認を６月、７月中ぐらいでは確認したいと思っております。今内諾は受けておりますので、その内諾を受けたのを確認とって、ＪＲとも協議しながら今後進めていくような形となっております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　質疑なしと認めて報告を終わります。

日程第１１　報告第６号　平成２８年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（片山正弘君）　日程第11、報告第６号平成28年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第６号平成28年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

２款事業費１項下水道建設費の松島地区外下水道事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、普賢堂及び蛇ケ崎ポンプ場の土木工事の入札不調等により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区外内水対策事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、小石浜雨水幹線築造工事の入札不調及び雨水管渠の受注生産等により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成29年９月下旬までに完了見込みとなっております。

３款災害復旧費１項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、浪打浜雨水ポンプ場の土木工事と機械・電気工事の工程調整により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年３月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業特別会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（片山正弘君）　説明が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第１２　議案第４７号　専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例等の一部改正)

○議長（片山正弘君）　日程第12、議案第47号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第47号松島町町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申

し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第２号）が、平成29年３月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年４月１日以前から施行を要するものについて専決処分を行ったものです。

主な改正内容につきましては、特定配当等及び特定株主等譲渡所得金額に係る所得について所得税と異なる課税方式により個人住民税を課すことができることを明確化したこと、平成29年４月１日から平成31年３月31日に取得された軽自動車の燃費基準等により、グリーン化特例（軽課）の適用期限を２年間延長したこと、松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例における適用期間を４年間延長したものです。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございますか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　議案の47号ですね。今説明にありましたように、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得税について所得税と異なる課税方式により個人住民税を課すことができることを明確にしたと、こういうふうに言っているわけですよね。それで、その中身としては町民税の課税の特例として申告不要のケース、申告分離課税のケース、総合課税のケースと、この３つのケースの中で選択をすることができますと、こういうことになるよなんですが、さっぱりわからないんですね。それがではどうしたんだと、納税する側にとってどういうメリットがあるのか、あるいはデメリットがあるのか、そういったことを含めてこの法改正の趣旨を踏まえながら教えてください。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　今回の改正で確かに今言われたとおり、納税者の申告でこの３種類選択できるということなんですが、以前は例えば確定申告をしたときにそれをもって住民税のほうも課税をされるということだったんですが、今回の改正によって確定申告をした後に住民税の申告書を提出した場合にも住民税は住民税の申告書に基づいて課税がされると、所得税のほうは例えば確定申告に基づいて確定されるということで、全てではないと思いますが、場合によっては例えば住民税の負担が抑えられるですとか、例えば国民健康保険税の料金が抑えられるとか、納税者側にメリットがあるという趣旨でこうした法改正がなされたということでございます。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　そうしますと、どういうケースの場合だと住民税の負担が軽くなったり、

国保税の負担が軽くなったりするのか、軽くなる人がいるということは逆にケースによっては重くなる人もいるということになるのかなと思うんですけれどもね、それはケース・バイ・ケースでいろいろあるんだと思うんですが、例えば軽くなるのはこういうケースだよと、重くなるのはこういうケースの場合は負担がふえますよと、その辺わかれば教えてください。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　まず、対象になっているのが、例えば上場株式などの配当だったりする場合で、例えば特定口座に持っていれば当然源泉徴収ということで、その時点ではたしか20.315％ぐらいだったと思うんですが、所得税と住民税を合わせて、それが、機械的に源泉徴収されますけれども、実際それを例えば確定申告なり住民税の申告をすることによって実際は税がかからない場合があったり、もっと20.315％ではなくてもっと低い税率になったりするケースがありますので、そういったメリットかなと思っております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　わかりましたけれども、負担がふえるケースもあるわけでしょう。そうすると。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　あると思いますが、大体そのようなことをする方は負担が軽くなるという前提でしてきますので、例えば平成29年度末までの確定申告の中ではたしか二十数件しかなかったと記憶していますので、そういうふうにされる方は当然下がることを前提にしているということだと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　そうしますと、こういう制度や仕組み、税制に通じている人は今課長が答弁したとおりに下がるようにやるんだと思うんですが、わからないでやったときは負担がふえたと、こういうケースも出てくるやもしれないと、こういうことになるのかなと思います。ぜひその辺いろいろこれから税制変わって、賦課したり申告があったりしてくるわけですけれども、そういうケースもあり得るということはきちんと気をつけて申告しなさいよということの注意を町民の皆さんには払ってもらうように町のほうとしてもぜひ取り組んでほしいなというのが一つです。

それから、ＮＩＳＡとかありましたよね。小口の投資に対する制度ありましたけれども、ＮＩＳＡの関係ではどういうふうになるんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　ＮＩＳＡそのものはたしか年間100万円ですかね、100万円まではもともと税がかかりませんので、最初の特定口座に例えば株なり投資信託で配当なり収益を得たとしても初めから税はかかっていませんので、余りそこには影響はしないのかなと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　次ですけれども、説明資料の２ページ目です。

61条の２項関係なんですけれども、ここで保育の受け皿整備の促進ということで、「わがまち特例化」してやりますよということで、家庭的保育事業のケース、それから居宅訪問型保育事業のケース、事業所内保育事業のケースということで３つのケースについてそれぞれ課税標準を２分の１にしますと、こういうことを今回決めますよということになるんですが、このよくわからないのは、聞きたかったのは家庭的保育の場合、例えば私のうちで一軒家で一室を使って保育をしますよと、こういうふうになるわけでしょう。そのとき標準課税の評価というのはどこの部分でやるのかよくわからないんです。一軒丸ごと２分の１にするのか、部屋の面積割で課税標準を計算するのか、延べ面積との関係でやるのかですね。その辺よくわからないので、課税の仕方ちょっと教えてください。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　はっきりはちょっと申しわけないですがわかりませんが、直接寄与する家屋、償却資産というふうになっていますので、家庭的保育事業で直接寄与する家屋ということですので、多分全部ではない。例えば200平米の建築面積があって、そのうち仮に30平米しか使っていないときに、30平米しか直接寄与していないのに200平米を２分の１にするかというのはちょっと違うのかなというふうには思いますが、ちょっとそこは確認したいと思います。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　ぜひ確認して教えていただければと思います。

多分事業所も同じことで考えると大きい事業所丸ごと２分の１にするなんていうことは当然ないんだろうなと思うので、延べ床面積に対する専有割合といった形で課税するのかななんていうふうに想像はするんですが、それがよくわからなかったので、ぜひ後で教えてください。

それから、６ページですか。６ページの松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除。こういうことなんですが、なかなか松島も産業集積というところまで

は至っていない、こういう状況があるので、余り該当もないのかなと思うんですが、ただ、施設の新増設というのが規定の仕方なので、増設もあり得るということで、実際この間産業集積の関係での減免を受けているケースというのはあるのかどうか、その辺だけお伺いします。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　平成29年度において民間促進特区の農業版として、マキシマファームさん、要はトマトが平成29年度分として１件該当しております。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　町長、企業誘致は今後どのように進むんでしょうかね。その辺についての見通しについて、それでは最後お伺いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　今トマトの話が出ましたけれども、あえてトマトだけ話すればですね、今マキシマファーム、岡谷鋼機さんと連携でやっているんですけれども、岡谷鋼機さん、マキシマファームのほうからは今の倍以上のものをまたつくりたいというふうに来ております。ですから、今来ているのは３ヘクタールぐらいのハウスをつくりたいと、１ヘクタールのもの３棟、それにあと苗をつくったり、ボイラー室をつくったり等々すると総体的に土地面積が５ヘクタールぐらい必要だということで、松島町でどこか早く探してほしいということを言われています。そういったことがあればまた企業と同じなので、これは産観と企画で足並みそろえてもう少しスピーディーにやりなさいという指示出したばかりですけれども、ぜひそういったことも企業として来れば、たしか最初に聞いたときは１ヘクタールで７人ぐらいの雇用と聞いていますので、３ヘクタールになれば３倍とは言わず、20人近いことはパートで使われるのかなと、またそこから上がる税収というのがあるんですけれども、今トマトで軽減やっていますので、額的には二百ウン十万ですが、そういったものも当然発生はしますけれども、それ以降のものについてはまた逆な面が出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。他に質疑ございますか。２番赤間幸夫議員。

○２番（赤間幸夫君）　２番赤間です。

私も今、６ページですね、説明資料の６ページの第２条と書いてある部分ですけれども、ちょっと勉強不足であれなんですけれども、要するにいわゆる固定資産税については都市計画法上のエリア区域指定では余り影響来さないんですけれども、都市計画税という面では集積

区域に限定されるのかなという捉え方になると思うんですね。

あえて聞きたいのは、いわゆる今１件対象法人が出ているということですけれども、要するにこれは今回平成29年３月31日から平成33年３月31日まで４年間延長されたことから松島町の復興産業集積区域におけるというふうに描かれているんですね。これ確認の意味で教えていただきたいと思うんですけれども、松島町復興産業集積区域というところの定義としてどのように町民の皆様が理解すればいいのか、その辺ちょっと教えていただけたらと思うんですけれども。聞かれてちょっとぴんとこないんですよ、正直言って。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　実際は民間促進特区で９カ所、それから農業版とかもありますけれども、この字面だけを見るとちょっとわかりにくいんですけれども、要は被災を受けた地域で産業振興を図るエリアとして県の計画に位置づけられた、簡単に言うとそういうエリアになります。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　こういう専決なんですけれども、これによってこの松島町に直接そんなに影響というのは今まで、直接的なものは余り、あることはあるんですけれども少ないのかなと、どのぐらいの影響があるんですか。これの専決したことによって。金額でもなんでも、どのぐらいの予想しているんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　今の復興産業集積区域に関してでしょうか。現時点では先ほど申し上げましたとおり、確かに実績１件しかありませんけれども、これから今年度も含めますと、平成32年度まで指定を受けていただければ企業側にとっては固定資産税、都市計画税が減免になりますので、企業集積というか、企業誘致の観点からは松島町にとってメリットがあると思いますし、雇用の面でも当然メリットがあると思いますが、現時点におきましては先ほど申し上げた１件以外では今のところ指定業者というのはおりませんので、これから残った期間の中で企業誘致と一体となって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。他にございますか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　３ページの附則第８条に肉用牛の売却による事業所得云々とあります。

ちょっと見てみると、卸売市場で売るんだよと、そうした方にかかる税だよということをうたったように思うんですけれども、松島町内に卸売、直接そこで売るという方はいらっしゃるんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　平成29年度の確定申告の際では10件、そういった該当の方がおりました。

○議長（片山正弘君）　菅野議員。

○11番（菅野良雄君）　10件というのは、頭数なのか、家屋、家の軒なんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　10事業者といいますか、10人の方というふうに捉えていただければ。ちょっと頭数までは把握していませんが。

○議長（片山正弘君）　菅野議員。

○11番（菅野良雄君）　頭数も何か、1,000頭以上とか、1,000頭未満とか何か忘れたけれども、かなり頭数が多くないと対象にならないというような感じに見えたんだけれども、その辺はどうなっているんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　そこまで松島町内では頭数の方はいませんので、1,000頭ではないと思います。

○議長（片山正弘君）　菅野議員。

○11番（菅野良雄君）　わかりました。

あと、先ほど今野議員から質問ありました家庭的保育の事業所とか居宅訪問型保育所とかね、それから事業所内の保育、町内でそういう事業所というのは今現在認可されているところはあるんですか。

○議長（片山正弘君）　千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君）　現時点ではございません。

○11番（菅野良雄君）　わかりました。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員であります。よって、議案第47号専決処分の承認を求めることについては承認決定をいたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は午後１時といたします。

午後０時１０分　　休　憩

午後１時００分　　再　開

○議長（片山正弘君）　再開いたします。

日程第１３　議案第４８号　専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（片山正弘君）　日程第13、議案第48号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第48号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成29年３月31日に公布されたことにより、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、国民健康保険税の減額の基準について５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずるべき金額を５割軽減は27万円に、２割軽減は49万円に改めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　それでは、説明申し上げます。

条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い松島町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。国民健康保険税の減額について、条例第23条第２号で５割減額の対象所得の算定において26万5,000円を27万円に改めております。また、同条３号で２割軽減の対象所得の算定において48万円を49万円に改めております。

次のページをお開きください。

横書きの資料になります。

影響世帯数です。５割軽減分の対象世帯は８世帯増となります。２割軽減分の対象世帯は３世帯の増となります。合計で11世帯の増となります。

なお、影響額になりますけれども、おおよそ40万円の負担軽減となる試算をしております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君）　起立全員です。よって、議案第48号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第１４　議案第４９号　松島町防災の日を定める条例の制定について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第14、議案第49号松島町防災の日を定める条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第49号松島町防災の日を定める条例の制定について。

今回の条例制定につきましては、平成23年に発生した東日本大震災により未曾有の地震・津波被害を受けた経験と教訓を風化することなく後世に継承し、さまざまな災害に対する防災意識の高揚に努め、災害に対する備えを充実・強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、松島町防災の日の制定に関し必要な事項を本条例で定めるものです。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君）　それでは、説明申し上げます。

今回の松島町防災の日を定める条例の制定につきましては、東日本大震災によります地震・津波被害の経験や教訓が風化しないように防災の日を定めて、広く住民へ周知し、あわせて防災訓練を実施することにより防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進するため本条例を制定するものでございます。

また、平成26年２月に開催されました全員協議会におきまして、防災の日の制定や防災訓練等につきまして、ご協議いただいたところでございます。ご協議いただきました中で、防災の日に防災訓練を実施できることが難しいのではないかというようなご意見もございましたけれども、防災の日に訓練が実施できれば理想的ではございますが、防災の日が必ずしも土日や祝日とは限りません。平日の場合は訓練に参加する人数も限られますので、多くの住民が参加するという防災訓練の本来の趣旨に合いません。その当時の考え方もそうであったように、今回の条例制定につきましても松島町防災の日を定めて毎年防災の日に近い土曜日、日曜日に防災訓練を実施してまいりたいと思っております。

本条例文をごらんになっていただきたいと思います。

第１条でございます。

防災の日を定めるに当たりまして、その趣旨、目的を規定しております。

第２条につきましては、防災の日を毎年11月５日としております。

この防災の日を11月５日とした理由につきましては、本町では昭和53年６月の宮城県沖地震、平成15年７月の宮城県北部連続地震と災害が起こっておりますけれども、過去最大の被害をもたらした災害が東日本大震災でありました。この東日本大震災によりまして津波が発生し、甚大な被害があったことから同年６月に津波被害から国民の生命と財産を守ることを目的に津波被害の推進に関する法律が制定されました。この法律によりまして、毎年11月５日を津波防災の日とすることとされました。この防災の日を定めるに当たりまして、６月12日宮城県沖地震、７月26日宮城県北部連続地震、３月11日の東日本大震災などの災害がございましたけれども、先ほど申しましたとおり、防災訓練等を考えた場合、多くの住民に参加してもらうことが目的でありますので、開催時期や天候により参加者が少なくなることが懸念されます。県内自治体の防災訓練実施時期につきましても宮城県防災の日、６月、もしくは11月上旬に実施している自治体がほとんどであります。６月は梅雨の時季にも入っており、天候に左右されることがございます。11月は台風シーズンも過ぎ、気候的にも防災訓練の適期であることから東日本大震災の被害が起因する津波防災の日でもある11月５日を松島町防災の

日とするものでございます。

また、11月５日につきましては、平成25年に実施いたしました住民アンケートで一番意見が多かった日でもございます。

続きまして、第３条でございます。

町の取り組みとして、住民等の防災意識の高揚を図り、各種団体が取り組む防災訓練などの活動の支援を努めることを規定しております。

昨年度までは、避難所や備蓄倉庫など、ハード面での防災対策を進めてまいりましたが、今年度は防災マップの見直しや防災士の育成など、ソフト面における防災に強いまちづくりもあわせて進めておりますので、住民の防災意識をさらに高めたいと思っております。

続きまして、第４条でございます。

住民等の取り組みといたしまして、町の防災訓練や防災組織等の訓練に積極的に参加し、防災知識の習得、災害に備える手段を講ずるよう努めることを規定しております。今後の町の防災訓練につきましても住民が参加しやすい日程とし、内容につきましてもまずは安全な場所へ避難することを基本といたしまして、自分で避難する自助、家族、高齢者、幼児、周囲の助けが必要な方などを助け避難する共助を中心とした防災訓練を実施してまいります。

今回の条例制定に当たりまして、県内で防災の日を条例で規定している自治体は１市でございます。他の条例と合わせまして防災週間とか安全安心の日ということで規定している自治体が１市１町ありました。仙台市におきましては、宮城県沖地震の翌年に防災都市宣言ということを行いまして、６月12日を市民防災の日としているところでございます。本町といたしましても県内自治体の多くが防災の日を制定しておりませんけれども、本条例の趣旨、そして先ほども申し上げましたとおり、災害の教訓を風化させず、住民の防災意識の高揚と松島町の防災強化・充実を図るためには条例に位置づけることが必要であるということから本条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　提案説明が終わりました。

日程第１５　議案第５０号　松島町個人情報保護条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第15、議案第50号松島町個人情報保護条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第50号松島町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

松島町個人情報保護条例で引用をしている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により条ずれが生じたため、条ずれに対応する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１６　議案第５１号　松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第16、議案第51号、松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第51号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正についての提案理由を申し上げます。

昨年、町内において初めてのイノシシによる農作物被害が発生していることから捕獲等の体制強化を図るよう、鳥獣被害防止特措法第９条に基づき有害鳥獣捕獲等の実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置するに当たり、隊員は町長が任命する非常勤の職員となることから、松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　それでは、議案書に添付しております資料にて説明させていただきます。お手数ですが、資料１をお開き願います。

資料１上段の黄色い囲みに図示されておりますとおり、鳥獣被害防止特措法第９条第１項に伴いまして、町は町の被害防止計画に基づいての捕獲と実践的活動を行う鳥獣被害対策実施隊を設置することができることに基づきまして、今回設置に伴う隊員の報酬について条例を定めることから改正するものでございます。

お手数ですが、次の資料２をお開き願います。

資料の中央、松島町の箇所に記載しておりますが、平成29年３月に改正しました松島町被害防止計画において実施体制を整備するために町、仙台農協、そして町長より今議会議決後に任命される鳥獣被害対策実施隊を構成メンバーとしました松島町農作物有害鳥獣対策協議会が宮城県より実施活動に係る経費について、図の上の部分青線に示しておりますとおり、補助金を交付申請し交付を受けることができます。この箇所につきましては、町の予算を通さず直接協議会へ交付となるものでございます。

図の右側、町から鳥獣被害対策実施隊へ赤線で示しております報酬は、町長が隊員を任命し、町が町の予算にて年報酬を支払うこととなります。この部分は、今回年報酬を補正予算に計上しておりますが、隊員６人分の報酬を８月からということで月割額分を予算計上しているところでございます。町は、この報酬を一般財源で対応いたしますが、その経費の８割が特別交付税の措置の対象となるものでございます。

また、実施隊が出動した際に係る活動手当は、図中央部赤斜線で示しておりますが、協議会から隊員へ支給され、その経費の財源は前段で説明しましたとおり、県からの補助金で賄われるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１７　議案第５２号　大郷町の公の施設の設置に関する協議について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第17、議案第52号大郷町の公の施設の設置に関する協議について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第52号、今回の公の施設の設置に関する協議につきましては、松島橋工事に伴い国道45号の仮設道路が役場側へ設置されることから駐車場内でバスの旋回が困難となるため、松島駅駐輪場前に大郷町住民バスのバス停を移設するものであり、地方自治法第224条の３第３項の規定により大郷町の公の施設の設置について議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　本件につきましては、平成27年12月より松島橋工事に伴う国道45号の仮設道路の計画及び小梨屋雨水ポンプ場建設工事などにより役場駐車場が狭くなり、旋回スペースがなくなることからバス停の移設について問題提起をされました。ただし、工事時期及び内容などが確定的ではなかったことから総務課、建設課、水道事業所で工事の進捗について随時情報の共有を図ってまいりました。

また、塩釜警察署交通課及び仙台土木事務所とも打ち合わせを行い、移設について問題ないことを確認してまいりました。

さらに、大郷町には昨年８月に関係課で大郷町役場へ伺い、状況の説明を行っております。その後、仮設道路の計画が具体化したことから平成28年11月に大郷町役場へ伺い、状況説明と事務手続などについて打ち合わせを行っております。さらに、ことし４月にも大郷町役場にて具体的な事務手続の協議を行い、本日に至っております。

また、本町のバス停移設を含めて３月に開催した地域公共交通会議において了承を得ております。

平成29年８月より移設する予定としております。

今回の移設は、バス路線の移設影響を及ぼすものであり、これまで地方自治法第244条の３第３項により議会の議決を得て定められた内容に変更が生じることとなるので、議会の議決を必要とするものであることを宮城県市町村課に確認しております。

移設先でございますが、添付してあります資料にございますように、松島駅前駐輪場東側の端になります。この資料にありますように、町民バスと同サイズのバスにてテストをし、バス停として使用するに安全上問題がないことを確認しております。

なお、本町の町民バスも８月１日より同じ位置にバス停が移動となります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１８　議案第５３号　工事委託に関する協定の締結について（提案説明）【仙石線松島海岸・高城町間磯崎踏切拡幅工事】

○議長（片山正弘君）　日程第18、議案第53号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第53号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業の避難道路整備に係る仙石線松島海岸・高城町間磯崎踏切拡幅工事を東日本旅客鉄道株式会社仙台支社と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　それでは、議案第53号工事委託に関する協定の締結につきまして説明をいたします。

拡幅する踏切につきましては、ＪＲ仙石線高城町駅の松島海岸側にある磯崎踏切でありまして、東日本大震災復興交付金事業の避難道路として拡幅するものであります。

Ａ３判資料の踏切拡幅工事計画概要図をお開き願います。

図面赤の部分ですが、踏切拡幅部分であります。

踏切上の横の道路が農協から高城町駅までの道路であり、踏切下の縦の道路が磯崎に向かう道路であります。既設の踏切につきましては青色で塗っている部分でありますけれども、拡幅は松島海岸側に拡幅を行います。（「白黒だよ」の声あり）済みません。（「このまま続けてください」の声あり）済みません。拡幅部分につきましてはちょっと色がグレーになっていると思うのが既設の踏切でありまして、松島海岸側に拡幅を行う形となっております。

拡幅後は、現在の3.6メートル幅より車道６メートル、歩道部3.3メートル、全体幅で9.3メートルの踏切幅となります。ほとんどの工事につきましては夜間の最終列車行った後から朝の始発列車の合間を見まして工事を進める形となっております。

踏切施設を全部撤去しまして新たに踏切を新設する工事になります。

遮断機、警報機の踏切施設を一度全部撤去しますので、安全確保のため工事期間中は歩行者も含めた終日全面通行どめにより工事を行うことになります。

工事の委託期間につきましては平成30年３月末となっておりますが、工事による通行どめ期間は９月１日より１月末を予定しております。

本日お配りしておりますＡ４判資料の工事概算額調書をごらんください。

右肩に青の資料となっている資料になっております。

工事費の内訳になりますが、負担金工事につきましては新設する踏切の工事費になります。（「ちょっと済みません、資料がない」の声あり）よろしいですか。負担金工事につきましては線路、あと踏切ブロック等の軌道工事、電力線等の電力設備工事、警報機、信号通信ケーブル等の通信設備工事であります。補償金工事につきましては、新設踏切周辺のレール及びレール基礎の修繕費となっております。あと、既設踏切撤去分の費用であります。

説明につきましては以上でございます。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　大変申しわけありません。資料の平面図３番の、これは後ほどカラーのほうとすりかえさせていただきたいと思います。再提出させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。（「議長、ちょっと済みません、もう一回ね、工事期間もう一回教えてくださいませんか」の声あり）赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　踏切の委託の協定期間は平成30年３月末となっております。実際の工事期間につきましては、通行どめになりますけれども９月１日より１月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。

日程第１９　議案第５４号　工事請負契約の締結について（提案説明）【松島町公共下水道幹線汚水管渠移設工事】

○議長（片山正弘君）　日程第19、議案第54号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第54号工事請負契約の締結について（提案説明）提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、県の松島橋災害復旧工事に伴う松島町公共下水道幹線汚水管渠移設工事に関するものであり、去る５月18日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、汚水管渠移設工事292.6メートルを行うものであります。

工期は平成30年３月30日を予定しております。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　それでは、議案第54号工事請負契約の締結について説明させていただきたいと思います。

まず、大変申しわけありません。資料はカラーの資料ということでよろしかったでしょうか。確認させていただいてから説明させていただきたいと思います。

それでは、資料に基づき説明させていただきたいと思います。

資料の１ページをお開き願いたいと思います。

左側中ほどに位置図、また下側に全体平面図がありますが、赤色着色している部分が今回の施工工事箇所でございまして、宮城県の松島橋橋梁災害復旧事業による国道45号の改良に伴い現在国道45号下り線側ののり面を占用している役場付近からサンクス付近までの下水道幹線汚水管渠、圧送管でございます。こちらを築造、移設する工事でございます。

工事概要といたしましては、左上に記載しておりますが、下水道の本管布設工、ダクタイル鋳鉄管のファイ350ミリ、施工延長292.6メートル、下水道用不断水分岐工２カ所、附帯工といたしまして既設管路閉塞工等でございます。

右上に標準横断図がございますが、役場周辺の横断図でございまして、緑色の部分が既設の下水道管、赤色が新設の下水道管渠でございまして、役場周辺で現在の埋設位置から役場側に約3.5メートルほど、完成後の国道45号ののり尻側溝下に移設することになります。

２ページをお開き願いたいと思います。

入札結果でございますが、入札方法につきましては条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ２社から申し込みがあり、入札を行った結果、第１回目の入札におきまして予定価格に達し、中鉢建設東北支店を請負契約予定者としたものでございます。

仮契約につきましては、５月22日に締結しております。

なお、工期につきましては平成30年３月30日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第２０　議案第５５号　平成２９年度松島町一般会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第20、議案第55号平成29年度松島町一般会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第55号平成29年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、補助交付決定または補助不採択に伴う事業費の補正及び４月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、６ページをお開き願います。

２款総務費１項８目企画費につきましては、平成29年３月31日に自治総合センターコミュニティ助成事業助成金が交付決定したことに伴い、松島の歴史と伝説語り部の会実施事業への支援としてコミュニティ助成事業補助金を補正するものであります。

13目施設管理費につきましては、宮城県における被災地域交流拠点施設整備事業補助金交付のめどが立ったことから桜渡戸地区の集会施設整備に向けた実施設計業務委託料及び桜渡戸分館の解体工事費を補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、東日本大震災復興交付金基金利子収入見込み額の増に伴い利子積立金を増額するものであります。

８ページをお開き願います。

３款民生費１項１目社会福祉総務費につきましては、４月の人事異動等に伴う人件費分について、国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

９ページをお開き願います。

５目介護保険対策費につきましては、研修旅費分及び４月の人事異動に伴う人件費分について、介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

10ページから11ページにわたります。

６款農林水産業費１項３目農業振興費につきましては、鳥獣被害対策実施隊の設置に伴う隊員報酬について補正し、起業家・高齢者活躍の場創生事業につきましては、地方創生推進交付金の不採択に伴い事業費等を見直し減額するものであります。

12ページをお開き願います。

７款商工費１項２目商工業振興費につきましては、起業家支援事業について地方創生推進交付金の不採択に伴い財源更生するものです。

３目観光費の特別旅費につきましては、国際交流員の任期満了に伴い国際交流員の帰国旅費について補正するものであります。

また、平成29年４月５日に仙台空港二次交通運行調査事業に係る財源であります。

東北観光復興対策交付金が不採択となったことに伴い、内示前に単独運行を実施した事業費を除き、当初計上しておりました本事業の運行費について減額するものであります。なお、本事業につきましては交付金事業として不採択となりましたが、請負事業者が自主運行にて継続することに伴い、平成29年度事業で導入予定としておりましたバス車内多言語ガイド案内システム導入経費及びＷｉ－Ｆｉ導入経費並びにプロモーション経費等について支援する補助金について補正するものであります。

ディスカバー松島プロジェクト推進協議会補助金につきましては、地方創生交付金の不採択に伴い事業費等を見直し、ディスカバー松島プロジェクト実行委員会への補助金として補正するものであります。

４目文化観光交流館費につきましては、平成29年３月28日にイベント事業に係る財源であります文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業補助金が不採択となったことに伴い事業費を減額し、また、海上自衛隊横須賀音楽隊演奏会が実施可能となったことに伴う事業の経費を補正するものであります。

13ページをお開き願います。

８款土木費２項２目道路維持費の道路施設点検業務委託料につきましては、本年度ＪＲ跨線橋の点検を予定しておりましたが、東北本線にかかる跨線橋の点検に標準より日数を要することから増額するものであります。

14ページをお開き願います。

５項２目公共下水道費につきましては、４月の人事異動に伴う人件費分について、下水道事業特別会計繰出金を増額するものであります。

９款消防費１項１目非常備消防費につきましては、平成29年３月28日に自治総合センターコミュニティ助成事業助成金が交付決定したことに伴い消防団訓練備品購入費について補正するものであります。

15ページをお開き願います。

10款教育費４項３目文化財保護費につきましては、松島町歴史文化基本構想を策定するための経費について補正するものです。

４目町民の森費につきましては、強風により倒壊した町民の森入口看板の修繕料について補正するものであります。

17ページをお開き願います。

11款災害復旧費２項１目公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災の復旧・復興に当たる職員不足を解消するため、関係自治体に対して派遣をお願いし、神奈川県任期付職員２名の派遣が追加で決まりましたので、災害派遣職員経費について補正するものです。なお、新年度における災害派遣職員数は、一般会計及び下水道事業特別会計で12名となり、秋田市、にかほ市、大垣市及び滑川町から１名、宮城県任期付職員が３名、神奈川県任期付職員が５名となります。

歳入につきまして、３ページをお開き願います。

11款地方交付税１項１目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出でご説明しました仙台空港二次交通運行調査事業の中止による減額及び災害派遣職員経費に対するものであります。

15款国庫支出金２項５目商工費国庫補助金につきましては、東北観光復興対策交付金が不採択となったことに伴い減額するものであります。

６目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました道路施設点検事業に対するものであります。

７目教育費国庫補助金につきましては、文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業費補助金が不採択になったことに伴う減額及び歳出でご説明しました松島町歴史文化基本構想策定事業に対するものであります。

９目地方創生推進交付金につきましては、内閣府に申請していた地域再生計画が平成29年４月28日付で不採択になったことに伴い減額するものです。

17款財産収入１項２目利子及び配当金につきましては、東日本大震災復興交付金基金利子収入見込み額の増により補正するものであります。

４ページをお開き願います。

19款繰入金２項３目震災復興基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました仙台空港二次交通対策事業の自主運行に対する支援に対して繰り入れするものであります。

21款諸収入５項２目雑入につきましては、歳出でご説明いたしましたコミュニティ助成事業

助成金及び消防団訓練備品購入に対する自治総合センターコミュニティ助成事業助成金を補正するものであります。

また、仙台空港二次交通運行乗車賃及びチケット販売料につきましては、歳出でご説明したとおり、国庫補助金の不採択に伴う事業の中止により減額するものです。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君）　それでは、私から地方創生推進交付金の不採択についての理由について説明をさせていただきます。

地方創生に係る交付金につきましては、地方版総合戦略に掲げる事業を段階的に推進するため、地方を支援する目的とした交付金として内閣府により国の平成26年度補正予算から創設されたものでございます。平成26年３月補正から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）という名称で交付金事業がスタートし、平成26年度繰越事業として平成27年度に3,122万6,000円の交付を受け、松島町内Ｗｉ－Ｆｉ設置支援事業を初め、９事業を実施いたしました。次は、平成27年３月補正で27年度繰越事業として28年度地方創生加速化交付金として8,000万円の交付を受け起業家・高齢者活躍の場創生事業、官民連携によるリブランディング推進事業の２事業を実施いたしております。

今回は、平成28年度に実施した事業をさらに進展させる内容として地方創生推進交付金について内閣府との事前相談を進め、起業家・高齢者活躍の場創生事業、次に起業家支援事業、そしてディスカバー松島プロジェクト推進事業、これら３事業を申請したところですが、結果的には不採択となってしまっております。

今回の補正につきましては、歳入15款２項９目地方創生推進交付金550万円を当初予算に計上しておりましたが、平成29年４月３日に申請し、４月28日に宮城県を通じて不採択の連絡を受けたことによる歳入減の補正となります。

県内自治体の採択状況は、16自治体が申請し、13自治体が採択されております。

松島町の不採択の理由につきまして、宮城県の窓口となっております地域復興支援課を通して国、内閣府、地方創生推進事務局のほうに照会してもらいましたが、明快な回答は得られず、ほかの採択状況から推測いたしますと、運営母体への運営補助金や運営経費の助成は査定されてしまったのではないかという意見をいただいているところでございます。

国費対象が不明確な段階でなぜ当初予算に計上したのかという疑問が出てくると思いますが、このたびの国の採択要件に推進交付金を申請するためには申請事業の予算議決を前もって得る必要があるということがございました。宮城県の指導を受けながら申請を行ったものの、宮城県でも前年度まで実施したリブランディング事業や起業家・高齢者活躍の場創生事業を実施した地方創生加速化交付金の事業をさらに推進する目的の事業ということで、不採択までは想定していなかったというのが実情でございます。

なお、今後もこの交付金の活用につきましては、当初予算への位置づけが義務づけられておりますことやその他の新たな制限も加えられてきておりますことから今回と同様の事態が生じないよう国の動向も注視しつつ、事業の採択が確実に見込めるものについて手を挙げてまいりたいと考えております。

続きまして、主要事業説明資料に入らせていただきたいと思います。

２款１項８目コミュニティ助成事業です。町長の提案理由説明でも触れましたが、自治宝くじの収益金を財源とした助成事業でありまして、松島の歴史や伝説などを通して松島の魅力を広く発信していくという松島の歴史と伝説語り部の会の活動費の助成金20万円について、平成29年３月31日に交付決定がありましたことから今回補正するものでございます。

企画調整課は以上です。

○議長（片山正弘君）　亀井総務課長。

○総務課長（亀井　純君）　事項別明細書６ページ、主要事業説明資料２枚目でございます２款１項13目の桜渡戸分館建設事業について説明させていただきます。

現在の桜渡戸分館は、昭和42年２月に完成しました。築50年を数えることから老朽化が目立ち、地元を初め、議会からも建てかえの要望が多数あり、これまで補助の道を探しておりました。そのような中で、宮城県補助である被災地域交流拠点施設整備事業に着目し、県側と再三にわたり打ち合わせをしてまいりました。

この事業は、兵庫県が東日本大震災による被災者支援のための義援金を募集し、宮城県に対し15億6,400万円余りが配分されましたが、これを原資としての事業であります。この事業は、震災で甚大な被害を受けた地域において、地域活動の活性化を推進するための取り組みを支援し、地域コミュニティーの再構築や地域防災力の向上に寄与することが目的とされています。具体的に申し上げますと、直接被害が甚大だった津波被災地のコミュニティー施設の建てかえ等が対象になります。本町では津波被害のあった地域の集会施設等が対象になりますが、それらは全て震災復興交付金事業で整備が可能でございましたので、この事業は該当す

るものがありませんでした。しかし、桜渡戸分館に充当させたく、コミュニティーや防災拠点としての重要性を訴え続け、平成28年度末ではありましたが、事業採択の内諾を得るまでに至りました。この事業は、単年度完了が原則になっておりますので、今後内示があってから実施設計や既存施設解体工事を予算化し、発注したのでは年度内完成は困難となります。

また、この２つの業務は補助対象外でもありますので、今回補正予算として提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　私のほうから失礼します。

補正予算事項別明細書11ページ、主要事業説明資料３枚目になります。

６款１項３目19節にございます補助金になります。起業家・高齢者活躍の場創生事業でございますが、平成28年度で事業を進めてまいりました本事業につきましては、前段で企画調整課長から説明ありましたとおり、地方創生推進交付金の不採択に伴いまして当初予算で計画した事業内容のうち竹林整備の規模及び山菜等の確保に係る事業費等を見直しし、今回補正予算に計上するものでございます。

なお、平成29年度に実施する事業内容等につきましては、主要事業説明資料に記載させていただいておりますが、平成28年度に耕作放棄地を整備し植えつけを行った作物に係る栽培管理等を行うものでございます。

続きまして、同じく補正予算事項別明細書12ページになります。

７款１項２目19節補助金になります。起業家支援事業でございます。こちら起業家支援事業は、平成28年度より地方創生加速化交付金を財源とし、１件当たり補助限度額を100万円の３件分を予算化し実施したところでございます。平成29年度は地方創生推進交付金を財源とし、同事業を予算化したところ、これも同じく前段の説明のとおり、交付金不採択となり、こちらの交付金は個人に対する給付、いわゆる補助とすることについては交付金の対象外であることが４月３日の交付金申請間際に国より示されました。

町としましては、平成28年度の実績を踏まえると、新しく松島に起業し事業所がふえることは町経済の活性化にもつながることから一般財源にて対応する事業とし今回補正予算で財源更生を行うものでございます。

続きまして、同じく補正予算事項別明細書12ページになります。

７款１項３目ディスカバー松島プロジェクト推進事業費でございます。

当初予算につきましては、平成28年度に行いました松島リブランディング事業のうち３つの分科会で行いました中の１つの分科会に係る事業費を基礎に、平成28年度行った事業の成果を踏まえ、独自に収益事業を展開できる組織の礎となる協議会を設立しようと予算を計上しました。しかし、同じく地方創生推進交付金の不採択に伴いまして事業費を見直しし、より前年度の活動が実働に結びつくよう昨年度のメンバーに合わせまして各種事業団体等の方も含め実行委員会を組織し、町の課題を踏まえながら収益事業を展開できる組織づくりを実施するため今回補正予算に計上するものでございます。

続きまして、仙台空港二次交通対策事業でございます。

補正予算事項別明細書は同じく12ページで、13節委託料、そしてさらに補正増する補助金になります。

こちら冒頭、議会開会の町長の挨拶、また補正予算提案理由等々重なる部分があるかと思いますが、申しわけございませんがよろしくお願いいたします。

仙台空港二次交通対策につきましては、平成30年度までの継続事業として計画し、本年度についても引き続き交付金の交付要望を国に対し行ってまいりました。交付金の不採択の可否につきましては、本来平成28年度中に国より示される予定となっておりましたが、その通知が遅延となったために３月30日に１市２町で協議し、４月１日からのバスの運行については交付金採択の決定を待ちつつ１市２町にて単独運行を行い、途切れなく継続するよう決定し取り組んでおりましたが、残念ながら４月５日に事業不採択という結果が国より示されたため、事業継続の方策について連携市町とともに検討を行い、国からの財政支援が途絶えた状態での事業の継続は大変難しいとの判断に至り、当該事業を終了することとなりました。

４月６日には交付金申請を取りまとめている東北運輸局観光部へ町長等と訪問し、不採択理由を確認したところ、平成28年度の実証運行を踏まえ自立するべきと判断し不採択となったとの理由でございました。実際平成28年度の実証運行日数は、１月25日から３月31日までの66日間でございます。観光シーズンとしては一番観光客が少ない時期に実施したことから少なくとも１年間は実証運行を継続し、自立へ向かうべき事業と再三町長より東北運輸局へ伝えてきたところでございました。

同日、４月６日に岩手県北自動車株式会社の松本代表取締役社長が当町に来町し町長と面会した際、仙台空港からの二次交通対策事業を継続し自社運行したい申し出を受けました。その際、バス運行費は別として、可能な範囲で公共性の高いプロモーションに係る経費の支援についての検討を依頼されたところでございます。その申し出を受けまして、松島町として

主要事業説明資料にございます事業費について支援したいとしまして補正予算へ計上したところでございます。

あわせて平泉町及び宮城県においても営業活動等にかかる支援を行っており、特に宮城県では５月22日から23日の宮城県知事の訪韓に岩手県北自動車株式会社の松本社長も同行し、韓国アシアナ航空韓国旅行業協会へプレゼンテーションを実施してきたところでございます。県も一緒に支援を行う体制となっております。

なお、４月７日には仙台空港を含めた関係機関へ１市２町による調査事業の終了とおわび、今後は岩手県北自動車株式会社が事業を継続することについて、引き続きよろしくお願いしたいと伝えてまいりました。

さらに、５月11日でございますが、バス運行のダイヤを改正し、仙台空港からの便を１便増発し、計６便としました。

さらに、仙台空港からのみならず仙台港からのお客様の二次交通対策として、三井アウトレットパーク仙台港へのバス停の設置、松島町内においては観光物産館へのバス停を設置し、バス停留所をふやしております。

なお、東松島市への奥松島線は７月21日から９月30日までの期間運行となりました。

最後に、主要事業説明資料の後ろに財源更生内訳をつけさせていただいております。これは本事業が東北観光復興対策交付金不採択となりまして、影響を及ぼす財源等を示しております。本来交付金事業でございましたが、今まで一般財源負担分を交付金事業があったがために措置されていた震災復興特別交付税が同じく不採択に伴い減となっております。さらに本事業、今回支援とするための補助金の財源として震災復興基金繰入金を繰り入れています。こちら二次交通対策事業の財源内訳として資料を添付させていただきました。

以上、交付金不採択に係る経緯説明及び事業説明と長い時間説明させていただきましたが、ご審議よろしくお願いいたします。

産業観光課は以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　それでは、事項別明細書13ページ、主要事業説明資料８枚目になりますけれども、８款２項２目道路施設点検事業の補正につきまして説明させていただきます。

今回の補正につきましては、道路施設点検事業の跨線橋点検業務委託料につきまして補正をするものであります。

跨線橋点検につきましては、国土交通省、県、市町村と東日本旅客鉄道株式会社で構成する

メンテナンス会議により点検を行い、国、県、市町村管理の跨線橋点検を平成30年までに終わらせる予定でございます。松島町管理分につきましては、松島地区にある町頭一号跨線橋、町頭二号跨線橋の２橋でありますが、今年度平成29年度に東日本旅客鉄道株式会社に委託して点検を行うものであります。

点検につきましては、列車の通過がなくなる夜間から朝方に軌道上より行いますが、東北本線にかかる町頭二号跨線橋が列車の通過の間合いが短く、１日当たりの点検時間がとれませんので、点検日数がかかることから東日本旅客鉄道株式会社より示された委託料に不足が生じたものでありまして増額をさせていただいたものであります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君）　それでは、主要事業説明資料の１つお戻りいただきたいと思います。

文化観光交流館イベント事業についてご説明いたします。

予算科目、７款１項４目となります。

最初に、文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業補助金の不採択についてご説明いたします。主要事業説明資料の次の資料をごらんください。

事業の目的。

補助対象事業を踏まえ、松島町における文化芸術による復興推進に関する協定を締結しております公益社団法人日本芸能実演家団体協議会と東日本大震災からの復興及び生活再建において文化芸術の果たす役割が重要であるとの共通認識に基づき、協働して文化芸術による復興推進プログラムを実施することとしまして、松島アトレ・る音楽祭、松島アトレ・るマジックフェスの２事業を申請いたしました。

今回、文化庁での外部有識者を含めた審査委員による審査会の結果、申請した事業内容は評価項目の基準に達しないとのことで不採択の連絡をいただきました。

主要事業説明資料をごらんください。

補正の内訳としましては、国庫補助金、その他財源のチケット料、一般財源を減額するものでございます。

事業費17万4,000円につきましては、新たに海上自衛隊横須賀音楽隊による演奏会を開催するための経費となります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君）　それでは、環境防災班所管の補正予算の説明をいたします。

補正予算事項別明細書歳入につきましては４ページ、歳出につきましては14ページ、主要事業説明資料をごらん願いたいと思います。

事業名、消防団活動備品整備事業でございます。

予算科目、９款１項１目でございます。

今回の補正につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業といたしまして、消防団育成事業などに助成を行うものでございます。

本町では消防団活動の充実・強化を図るため、消火訓練などに必要な備品につきまして消防団活動備品整備事業といたしまして昨年10月に申請し、ことし３月に助成金の交付が決定いたしました。この交付決定に伴いまして経費を補正するものでございます。

購入する備品につきましては、説明資料に主なものを記載しております。角型水槽、こちらにつきましては組み立て式の1.8メートル四方の高さ80センチ、容量につきましては2,005リットルのものを１台購入いたします。操法用の標的につきましてはステンレス製で高さ２メートルのものを１台、こちらも購入いたします。これらの備品につきましては、ポンプ操法の訓練に必要な備品でありますけれども、本町には整備しておらず、毎年消防署のほうより借用しているという状況でございますので、今回購入するものでございます。訓練用水消火器につきましては、通常の消化器に水３リットルを注入するタイプのものを10本。消火訓練用的につきましては、水消火器を放水したときに的として使用するものを５台購入するものでございます。こちらの備品につきましても自主防災組織や塩釜地区で開催されます消火技術コンクールなどに消火訓練用の備品として不足しているところから購入するものでございます。また、消防団活動テントにつきましては、連合演習などの消防団活動の多くの場面で必要とされるため、テント２張りを購入するものでございます。これらの備品を整備することによりまして、消火技術が向上し、防火、消火の啓発が図られ安心・安全なまちづくりにつながるものと思っております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君）　歴史文化基本構想策定事業のご説明をさせていただきます。

文化庁の文化遺産総合活用推進事業費補助金の採択を受け補助金交付となりましたので、歳入歳出ともに補正を行うものです。

主要事業説明資料の次のページをお開きください。

歴史文化基本構想とは、松島町の文化遺産の保護活用についての基本方針の策定を定めるものであり、平成28年、29年度の２カ年で策定するものでございます。

これまで文化財保護法により文化財は個別に保護と活用が図られていたものを包括的に保存、管理、活用を図る計画を策定するというものでございます。言いかえれば、これまでは点として捉えていた文化財を面的に考える計画を策定するというものとなります。

平成28年度の事業概要は、資料の記載のとおりでございますが、４回の会議を行い、会議の際には文化遺産の現状視察、関連文化財の洗い出しとグルーピング作業を行っております。

今年度も主要事業説明資料にありますように、４回の会議を予定しておりまして、検討を重ね歴史文化基本構想を策定してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を２時15分といたします。

午後２時０５分　　休　憩

午後２時１５分　　再　開

○議長（片山正弘君）　再開いたします。

日程第２１　議案第５６号　平成２９年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第21、議案第56号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第56号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、４月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費及び前期高齢者納付金の加入者１人当たりの負担調整対象額の改定に伴う納付金について補正するものであり、一般会計繰入金並びに財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第２２　議案第５７号　平成２９年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第22、議案第57号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第57号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、地域医療介護総合確保事業補助金を活用した小規模多機能型居宅介護事業所への施設開設準備経費等補助金及び認知症初期集中支援チーム員研修参加旅費並びに４月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

また、３款地域支援事業費１項１目介護予防・生活支援サービス事業費及び２目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業に係る審査支払い方法が宮城県国民健康保険団体連合会を通して支払うよう変更となったことに伴い節区分を変更するものであります。

歳入につきましては、歳出でご説明しました小規模多機能型居宅介護事業所への施設開設準備経費等補助金に対する補助金の補正及び人件費分等に係る一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第２３　議案第５８号　平成２９年度松島町観瀾亭等事業特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第23、議案第58号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第58号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年10月16日に倒木しました観瀾亭大ケヤキについて、平成29年４月27日に公売したことに伴い財産売り払い収入を補正し、あわせて大ケヤキを活用

した加工にかかる経費について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（片山正弘君）　安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土　哲君）　昨年倒木しました観瀾亭の大ケヤキについて、４月27日に公売となりましたのでご説明させていただきます。

今回、公売した大ケヤキは全体で幹回り7.8メートル、樹高35メートルのうち、幹の中身がしっかりしておりました直径１メートル、延長3.8メートル部分について公売したものでございます。

歳出予算補正に計上しております大ケヤキ加工手数料につきましては、今回公売しました大ケヤキではなく、保存状態のよい直径１メートルの丸太輪切りの大ケヤキをつい立てに加工し、倒木前に大ケヤキがございました近くの観瀾亭別室の玄関に飾る予定としております。

なお、倒木した際に大ケヤキを撤去した費用でございますが、491万4,000円となっております。申し添えさせていただきます。もう一度申し上げます。491万4,000円となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第２４　議案第５９号　平成２９年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第24、議案第59号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第59号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、４月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第２５　議案第６０号　平成２９年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）に

ついて（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第25、議案第60号平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第60号平成29年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、４月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費を補正するものであります。

また、老朽化した浪打浜配水管の布設がえ工事に要する経費を補正するものであります。

これにより水道事業費用の総額を５億8,262万1,000円、資本的支出の総額を４億1,390万9,000円とし、資本的収支不足額の補塡財源を減債積立金取り崩し額1,791万7,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額347万4,000円、過年度分損益勘定留保資金9,144万円とするものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤　進君）　それでは、主要事業説明資料の浪打浜配水管布設がえ事業につきましてご説明させていただきます。

資料の平面図をお開き願いたいと思います。

今回配水管の布設がえする箇所につきましては、現在松島海岸地区の国道45号の上り側の歩道下から県立都市公園松島公園内を占用し、小石浜地区等へ配水している本管、青色着色のダクタイル鋳鉄管ファイ200ミリのうち、県立都市公園松島公園内に埋設している本管の一部の布設がえ工事でございまして、国土交通省の国道45号松島海岸歩道整備事業に伴い現在国道歩道を占用している配水管を公園側に布設がえする工事、緑色の着色部分の99.2メートルにつきましては、平成29年度当初予算に計上し契約済みでありますが、今回その先から旧水族館入り口までの箇所、赤色着色部分の200メートルを布設がえする工事費でございます。

写真を添付しておりますが、５月15日の朝に旧水族館入り口前の公園内、公園を約５メートルほど入った箇所でございますが、そちらで漏水があり、本管の下部に直径約４センチメートルほどの穴があいていた状況でございました。

また、平成27年度におきましても今回の漏水箇所から約30メートルほど離れた箇所で同様の

漏水があったところでございます。

このようなことから、県立都市公園松島公園の管理者、宮城県公園管理事務所のほうから現在県事業で進めている公園の復興工事完成後の数年は漏水等で公園内を掘り起こさないように検討していただきたい旨の話があったところでございます。このようなことを踏まえ、現在の配水管は昭和40年代後半に布設し、海も近く、老朽化が進んでいることから今回県の復興工事施工区域内の配水管の布設がえ工事として4,000万円を補正し、安定的な水の供給を図るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、休憩に入りたいと思います。

反核平和の火リレーのため40分ほど休憩したいと思います。

なお、再開時間等につきましては追って連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩に入ります。

午後２時２５分　　休　憩

午後２時５０分　　再　開

○議長（片山正弘君）　再開いたします。

日程第２６　議案第６１号　松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（片山正弘君）　日程第26、議案第61号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第61号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

前教育委員会委員、早川成美氏が、平成29年３月31日をもって任期途中で退任したことに伴い、新たに佐藤実氏を教育委員会委員に任命することについて、ご同意を賜りたくご提案を申し上げるものであります。

佐藤実氏は、資料に記載したとおりでありますが、昭和25年３月９日生まれであり、昭和48年３月に東北学院大学法学部を卒業され、昭和48年４月に千葉県野田市立川間小学校に勤務

されました。その後、塩竈市立月見ヶ丘小学校教諭を経て、平成12年４月より桃生郡桃生町立桃生小学校校長及び桃生幼稚園園長、平成15年４月より塩竈市立第三小学校校長、平成18年より塩竈市立杉の入小学校校長、平成20年４月より塩竈市立第二小学校校長を歴任され、平成22年３月教職を退職されました。その後、塩竈市青少年相談センター所長として３年間勤務され、悩みを抱える青少年の相談等に当たるなど教員生活37年の経験を生かされました。

元教員として教育に関する熱意を持ち、また、社会的見識を持った人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任者と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条の規定に基づき、「前任者の残任期間」である平成32年９月30日までとなります。

よろしくご審議願います。

○議長（片山正弘君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　今回の人事案件に反対ということはないんですけれども、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、この先生は今まで教育委員とかなんとかというのは主に松島町のほうから選任されていたかなと思っております。この先生の場合は塩竈市に在住でございまして、今町長言われたように経歴は見事でございます。退職後は塩竈市の青少年相談センターの所長、青少年の相談に当たるというようなことでありますが、町内にも退職なされた、または立派なこのような方がいらっしゃるのではないかなと思うんですね。そういう中で、今回このようにこの先生を選任したということ、町内のそういう、この先生のように立派な優劣つけがたい方がいらっしゃらなかったのか、どうなんでしょうかね、その辺。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　この佐藤さんを選ぶ上で、その前にどういった方々を頼もうかということでいろいろお話し合いをしてきましたけれども、松島町の中に先生経験者でいらっしゃる方は多々知っております。それからまた松島町から隣町等に行って教育委員長さんなりやられている方も知っておりますけれども、町内の今の教育委員会を見たときに、やはり外からというんですかね、松島町以外から松島町を見てもらうという客観的にそういう目線が必要なのではないかという議論に達しました。それで、町外から松島町を見てどうなのかということを町内にいるとなかなかわかりづらいことを町外から見える場合もありますので、そういったご意見を賜ろうと、そういう方を新たに、今教育委員さんは町内の方だけなので、町

外の方を入れて少し、そういうことで塩竈からということになりました。

以上であります。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（片山正弘君）　念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則規定により、１番澁谷秀夫議員、２番赤間幸夫議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局

長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

１番澁谷秀夫議員、２番赤間幸夫議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局より報告します。局長。

○事務局長（千葉義行君）　それでは報告いたします。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成票　　１２票

否とするもの、反対票　　０票でございます。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第61号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

続けて同様の投票採決のため、議場を閉鎖したままといたします。

日程第２７　議案第６２号から日程第３４　議案第６９号

○議長（片山正弘君）　お諮りいたします。日程第27、議案第62号から日程第34、議案第69号までは松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案であります。関連がございますので、一括して提案説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

日程第27、議案第62号から日程第34、諮問第69号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第62号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙によるものから選定した農業委員の候補者を議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更となりました。

これにより、ことし７月で任期満了を迎える農業委員会委員について、平成29年４月12日から５月９日まで公募を行い、５月22日に農業委員候補者選考委員会を開催し８名農業委員会委員候補者の選考を行いました。

林裕志氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第63号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙によるものから選定した農業委員の候補者を議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更となりました。

只木幸子氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第64号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙によるものから選定した農業委員の候補者を議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更となりました。

赤間善弘氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第65号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙によるものから選定した農業委員の候補者を議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更となりました。

森山寿行氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第66号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙によるものから

選定した農業委員の候補者を議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更となりました。

早川節男氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第67号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙によるものから選定した農業委員の候補者を議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更となりました。

山崎辰男氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第68号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙によるものから選定した農業委員の候補者を議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更となりました。

阿部良春氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第69号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が選挙によるものから選定した農業委員の候補者を議会の同意を得て町長が任命する方法へと変更となりました。

福田修氏につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君）　議案第62号から議案第69号までの議案の説明が終わりました。

日程第27、議案第62号から日程第34、議案第69号までは、質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

質疑に入ります。質疑ございますか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　松島町の農業委員会につきましては、今度の任期から選挙から町長の任命ということになるということになりまして、選出の方法が公募等を踏まえた方法で行われ

るということになったんですが、公募何人ぐらい応募された方がいたのかですね。その辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　今回の農業委員の件に関しましては、候補者選考委員会を開催しております。選考委員会の会長を副町長にしていただきましたので、副町長から答弁させます。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　今回農業委員につきましては12名の公募がありました。

　質問にはございませんけれども、選考委員は６名であります。６名の内訳といたしましては、行政区長会の会長さん、それからもとの農業委員会の会長さん２名、それから前地産地消実行委員会の委員長さん、それから手樽土地改良区の理事長、そして私副町長の熊谷ということで、６名で選考委員会を開催したものであります。

　以上でございます。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　そこで12名から８名にお絞りになったということなんですが、その辺の選考の基準といいますか、公募から漏れた方の主な漏れた理由は何だったのかですね。その辺を教えてください。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　提案の中でも町長のほうからお話をしておりますけれども、まず１つに、今回の中で一番目にまず女性の方、それから若手、若い人、これはどのぐらいかというと50歳以下、それから一般の方というのがあります。そしてそのほかに認定農業者、これはこの法の改正で過半数以上、８名ですから５名、一番はこの５名が一番認定農業者としてまず必要条件になります。そのほかに一般の方１名、これも必要条件になります。そのほかに女性、若手ということもありまして、今回の中で、12名の中で女性の方が今回提案させていただいたのは１名いらっしゃいます。それから、若手ということで、これはどれぐらいかというと50歳以下ということで、今回提案された方の中では45歳の方が１名いらっしゃいます。それから、利害関係者以外という一般の方ということで１名いらっしゃいます。ここは選考委員会の中で３名まず選定させていただいたと、そして残りになります。ここは今回は認定農業者ということになりますので、今回その中から認定農業者、たまたまですけれども、残り５人が全員認定農業者でありました。そして、外れた方もいらっしゃるんですけれども、その方が推進委員のほうにも登録されていたという方も１人いました。あと、そのほかに全

然認定農業者でない方もいらっしゃいました。ということで、今回は残りの方全部認定農業者ということで選定させていただきました。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　認定農業者以外で３条件、女性の方と一般の方と若い人と、ここから漏れた人は何人いたんですか。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　まず、12名のうち８名ですから４名が自動的に外れますよということで、この４名のうちで２名が推進委員のほうにも応募していましたと、外れた４名のうち２名が推進委員のほうにも応募していました。エントリーしていたということになります。そのときに選考委員会の中で推進委員は地域性というのもありますので、たまたま農業委員の中で同じ地区から農業委員のほうに上がってきていたりしていました。ということで、どちらかを推進委員のほうの地区も見ながらということで２名が推進委員のほうに行ったとなります。そして、あと残り２名は個人の方で、認定農業者ではないという形であります。

以上です。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。今野章議員。

○８番（今野　章君）　もう一回だけ。

そうすると、推進委員のほうに回ったお二方は認定農業者なんですね。

○議長（片山正弘君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　今のところ推進委員のほうにエントリー入っています。

○８番（今野　章君）　その人は認定農業者なのね。

○副町長（熊谷清一君）　認定農業者です。

○８番（今野　章君）　わかりました。

○議長（片山正弘君）　よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第27、議案第62号から日程第34、議案第69号までは人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

これより議案第62号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

立会人の指名を行います。会議規則規定により、３番櫻井靖議員、５番後藤良郎議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

３番櫻井靖議員、５番後藤良郎議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局より報告します。局長。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成　　１２票

否とするもの、反対　　０票

以上であります。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第62号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

続けて投票のため議場閉鎖したままにいたします。

これより議案第63号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人の指名を行います。会議規則規定により、６番小幡公雄議員、７番髙橋幸彦議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

６番小幡公雄議員、７番髙橋幸彦議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告します。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成　　１２票

否とするもの、反対　　０票

以上であります。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第63号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

続けて採決を行います。議場閉鎖したままにいたします。

これより議案第64号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人の指名を行います。会議規則規定により、８番今野章議員、９番太齋雅一議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。局長、事務局長が議席番号と氏名を読み上げてください。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

８番今野章議員、９番太齋雅一議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局より報告します。局長。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成　　１２票

否とするもの、反対　　０票

以上であります。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第64号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

続けて議場閉鎖をそのままにしておきます。

これより議案第65号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名いたします。会議規則規定により、10番色川晴夫議員、11番菅野良雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。局長。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

10番色川晴夫議員、11番菅野良雄議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成　　１２票

否とするもの、反対　　０票

以上であります。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第65号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

続けて議場閉鎖したままといたします。

これより議案第66号を採決いたします。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名いたします。会議規則規定により、12番髙橋利典議員、13番阿部幸夫議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。局長。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。局長。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

12番髙橋利典議員、13番阿部幸夫議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成　　１２票

否とするもの、反対　　０票です。

以上でございます。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第66号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場閉鎖したままにいたします。

これより議案第67号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名いたします。会議規則規定により、１番澁谷秀夫議員、２番赤間幸夫議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。局長。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順次投票願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

１番澁谷秀夫議員、２番赤間幸夫議員、開票立ち会いをお願いいたします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告します。局長。

○事務局長（千葉義行君）　報告します。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成　　１２票

否とするもの、反対　　０票

以上であります。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第67号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場閉鎖をそのままといたします。

これより議案第68号を採決いたします。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

立会人を指名いたします。会議規則規定により、３番櫻井靖議員、５番後藤良郎議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。局長。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので順次投票願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

３番櫻井靖議員、５番後藤良郎議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成　　１２票

否とするもの、反対　　０票

以上であります。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第68号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

続けて議場閉鎖をしたままにしておきます。

これより議案第69号を採決いたします。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名いたします。会議規則規定により、６番小幡公雄議員、７番髙橋幸彦議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。局長。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので順次投票願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

６番小幡公雄議員、７番髙橋幸彦議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（片山正弘君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　０票

可とするもの、賛成　　１２票

否とするもの、反対　　０票

以上であります。

○議長（片山正弘君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第69号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第３５　諮問第１号から日程第３７　諮問第３号

○議長（片山正弘君）　お諮りいたします。日程第35、諮問第１号から日程第37、諮問第３号までは人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問であります。関連がございますので、一括して諮問の説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり異議なしと認めます。

日程第35、諮問第１号から日程第37、諮問第３号までを一括議題といたします。

諮問の朗読を省略し、諮問の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

桔梗元子氏は、東北学院大学に長く勤務され、総務部、就職部の要職を歴任され、その間東北地区私立大学就職問題協議会事務局長及び全国私立大学就職指導研究会副会長にも当たられました。また、平成11年10月から17年９月までは本町の教育委員を務め、教育の振興に携

わられておりました。現在は、婦人防火クラブ本郷地区会長として地域の中で貢献されております。

同氏については、平成29年９月30日までの任期となっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

雫石和男氏は、昭和48年４月に宮城県庁に入庁し、長く勤務され、北部地方振興事務所農業農村整備部長、農林水産部農村整備課長などの要職を歴任され、現在は測量設計会社の技術顧問として活躍されております。小学校ＰＴＡ活動や職場での管理者との立場としての経験を生かし、住民の相談に対応できる方であります。

同氏については、平成29年９月30日までの任期となっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

佐々木勝義氏は、昭和55年５月に宮城中央森林組合に入られ、森林活用課長、業務部次長などの要職を歴任され、松島第五小学校ＰＴＡ会長や宮城県塩釜女子高等学校ＰＴＡ会長にも当たられ、現在は本町の子ども・子育て会議委員などを務めており、教育の振興に携わられております。

同氏については、平成29年９月30日までの任期となっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

○議長（片山正弘君）　諮問第１号から諮問第３号までの諮問の説明が終わりました。

日程第35、諮問第１号から日程第37、諮問第３号までは質疑についても一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、諮問に対する意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩に入りたいと思いま

す。控室のほうにお集まりをいただきたいと思います。

午後４時１１分　　休　憩

午後４時１３分　　再　開

○議長（片山正弘君）　再開いたします。

諮問に対する答申は、各諮問ごとに行いたいと思います。

諮問第１号につきましては、適任と答申したいと思います。このことに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

よって、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

○議長（片山正弘君）　次に、諮問第２号についてお諮りします。

諮問第２号につきまして、適任と答申したいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

よって、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第３号についてお諮りします。

諮問第３号につきましては、適任と答申したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君）　異議なしの声があり、異議なしと認めます。

よって、諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、12日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後４時１５分　　散　会